

流山市事業継続計画

【Business Continuity Plan】

流山市

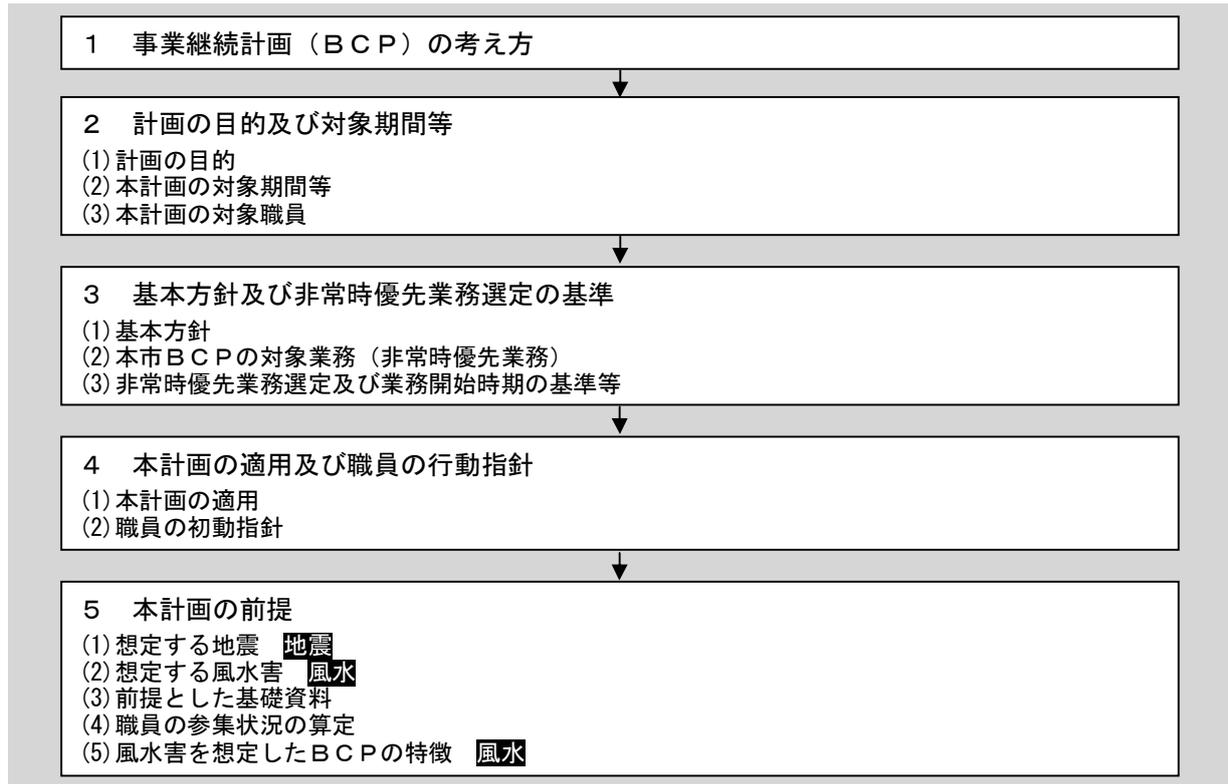
目次

	Page
I 総則	2
1 事業継続計画（BCP）の考え方.....	4
2 計画の目的及び対象期間等.....	5
(1) 計画の目的.....	5
(2) 本計画の対象期間等.....	5
(3) 本計画の対象職員.....	5
3 基本方針及び非常時優先業務選定の基準.....	7
(1) 基本方針.....	7
(2) 本市BCPの対象業務（非常時優先業務）.....	7
(3) 非常時優先業務選定及び業務開始時期の基準等.....	8
ア 最優先業務S.....	8
イ 優先業務A.....	8
ウ 優先業務B.....	8
エ 優先業務C.....	8
オ 休止業務（通常業務のうち休止する業務）.....	8
4 本計画の適用及び職員の行動指針.....	9
(1) 本計画の適用.....	9
(2) 職員の初動指針.....	9
5 本計画の前提.....	11
(1) 想定する地震 地震	11
(2) 想定する風水害 風水	11
(3) 前提とした基礎資料.....	12
(4) 職員の参集状況の算定.....	12
ア 職員参集状況算定の前提.....	12
イ 参集状況の想定結果（1）：本庁及び出先機関（消防本部を除く） 地震	14
ウ 参集状況の想定結果（2）：消防本部 地震	15
(5) 風水害を想定したBCPの特徴.....	16
II 非常時優先業務と人的・物的資源の分析	18
1 災害時に必要な業務（非常時優先業務）.....	20
(1) 非常時優先業務の選定基準・選定結果.....	20
(2) 非常時優先業務の概要.....	22
ア 優先度評価別の業務名称.....	22
2 人的・物的資源の分析.....	28

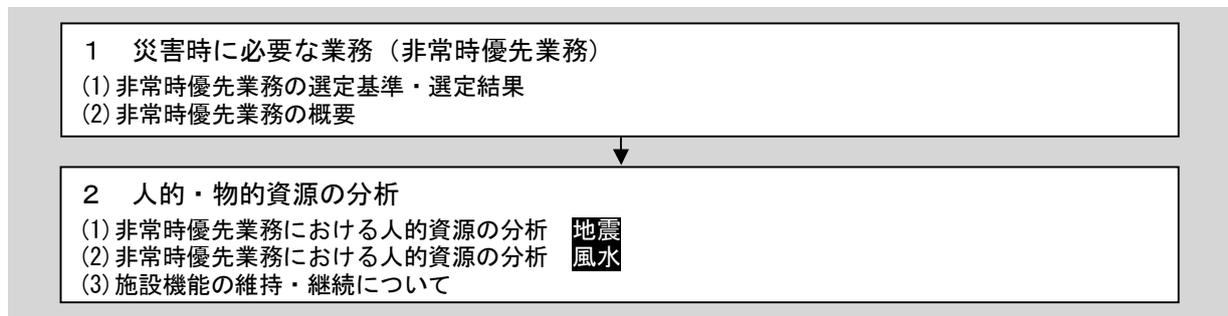
(1) 非常時優先業務における人的資源の分析	地震	28
ア 本庁及び出先機関の場合（消防本部を除く）		28
イ 消防本部の場合		33
(2) 非常時優先業務における人的資源の分析	風水	38
ア 本庁及び出先機関の場合（消防本部を除く）		38
イ 消防本部の場合		39
(3) 施設機能の維持・継続について		40
ア 重要施設におけるライフライン等の状況		40
イ 情報システムの継続に関する状況		43
ウ 災害対応時の職員用備蓄品に関する状況		44
III 非常時優先業務を実施するために必要な具体的対策		46
1 業務資源の確保		48
(1) 人員の確保対策（消防本部を除く）		48
ア 所要職員等の確保		48
イ 最小人員で実施すべき業務の絞り込み（外部の応援がない状況下の対応策）	地震	49
(2) 施設機能の維持・継続対策		54
ア ライフライン・資機材等の非常時対策		54
イ 情報通信システム対策		56
(3) 消防本部の人員確保対策	地震	57
(4) 災害時における職員の健康対策		57
(5) 被災職員及び家族に対する支援		58
2 災害発生時の緊急対応（災害対策本部の実施内容）		59
3 本計画の推進		60
IV 資料		62
資料 1 職員参集状況算定の前提	地震	63
(1) 算定ケース		64
(2) 参集率の算出対象職員とその内訳		64
(3) 算出方法		64
資料 2 参集状況の想定結果（1）：本庁及び本庁以外（消防本部を除く）	地震	67
(1) 流山市直下を震源とする地震（M7.3）の場合		67
(2) 東京湾北部地震（M7.3）の場合		68
資料 3 参集状況の想定結果（2）：消防本部	地震	69
(1) 流山市直下を震源とする地震（M7.3）の場合		69
(2) 東京湾北部地震（M7.3）の場合		69
資料 4 災害対応業務の着手目標時間と必要人員数		70
資料 5 継続すべき通常業務の着手目標時間と必要人員数		84
資料 6 本庁及び出先機関の必要人員と参集職員の分析（消防本部を除く）	地震	87
(1) 流山市直下の活断層による地震		87

(2) 東京湾北部地震.....	88
資料7 消防本部の必要人員と参集職員の分析 地震	89
(1) 流山市直下の活断層による地震.....	89
(2) 東京湾北部地震.....	90

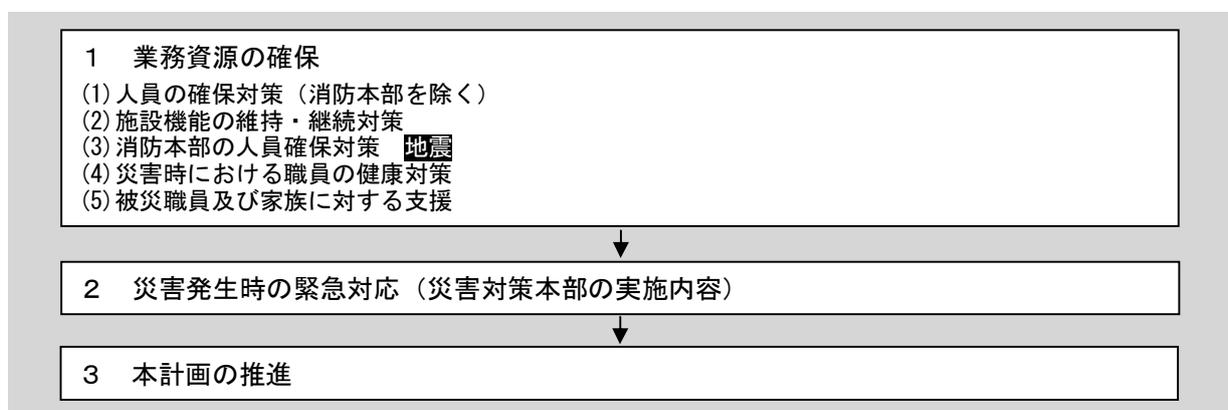
I 総則



II 非常時優先業務と人的・物的資源の分析



III 非常時優先業務を実施するために必要な具体的対策



IV 資料

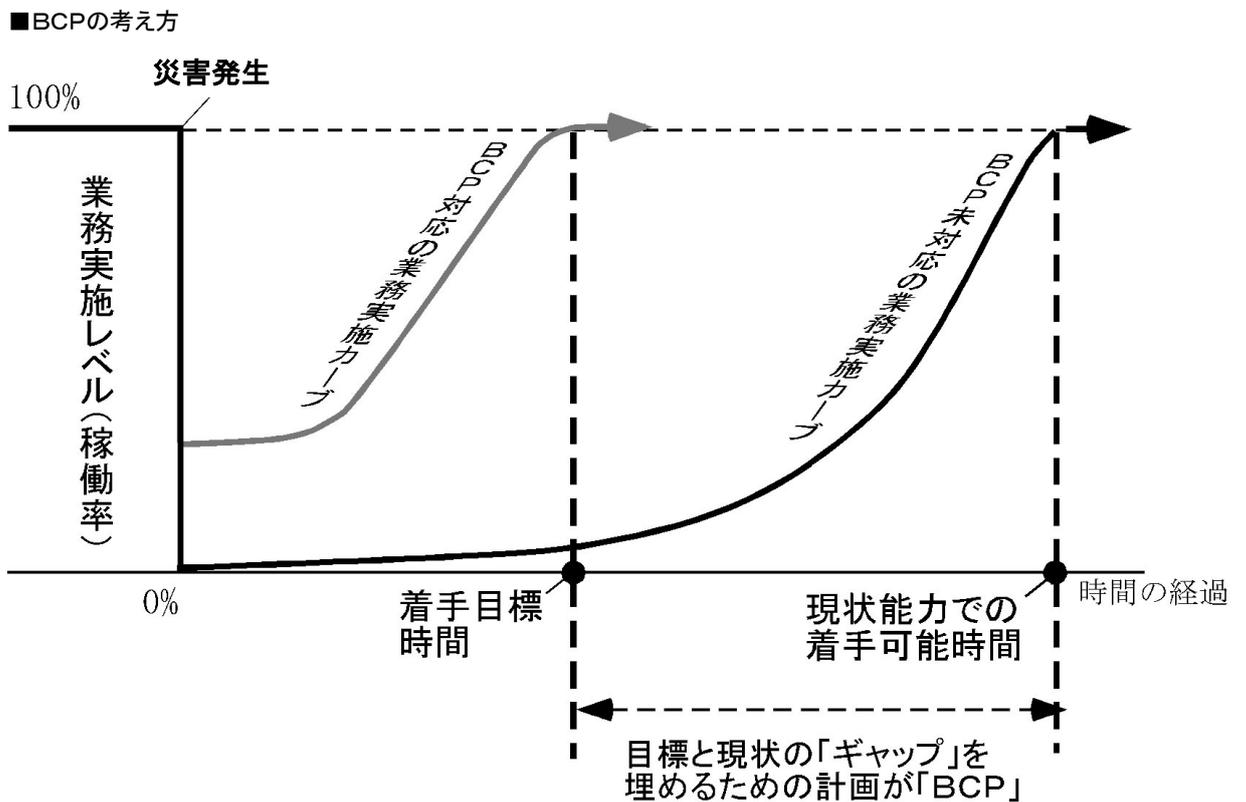
I 総則

1 事業継続計画（BCP）の考え方

行政機関における事業継続計画（以下 BCP : Business Continuity Plan）とは、災害などの非常時において、通常の業務を最低限必要なものだけに絞り込み、限られた業務資源の中、「災害対応が必要な業務」に確実に着手できるよう、平常時から戦略的に準備しておく危機管理の計画である。

BCPでは、災害時に必要な業務の着手目標時間や、そこで必要となる資源（特に人員。その他ライフラインや施設等）を設定し、その目標時間内での業務着手を目指している。しかしそのことが、災害時に想定される市の現状能力から見て困難な場合には、その問題点（目標とのギャップ）を解消するための対策を検討した上で、その対策を実施し、設定した目標を達成できるようにする。

このためBCPは、災害発生後だけに使用する単なる行動マニュアルではなく、災害発生後に必要な対応が速やかに取れるように、その方針を定め、平常時にしておくべき事前対策（課題の解消策）を整理しておくものである。



2 計画の目的及び対象期間等

(1) 計画の目的

「流山市事業継続計画（以下「本計画」という。）」は、「流山市地域防災計画 地震災害対策・風水害等対策編」（以下「防災計画」という。）において、想定する規模の災害が発生した場合に際して、市の職員をもって優先して実施する必要がある業務（以下「非常時優先業務¹」という。）を実施するための態勢を確立し、防災計画の実効性を担保するものである。

(2) 本計画の対象期間等

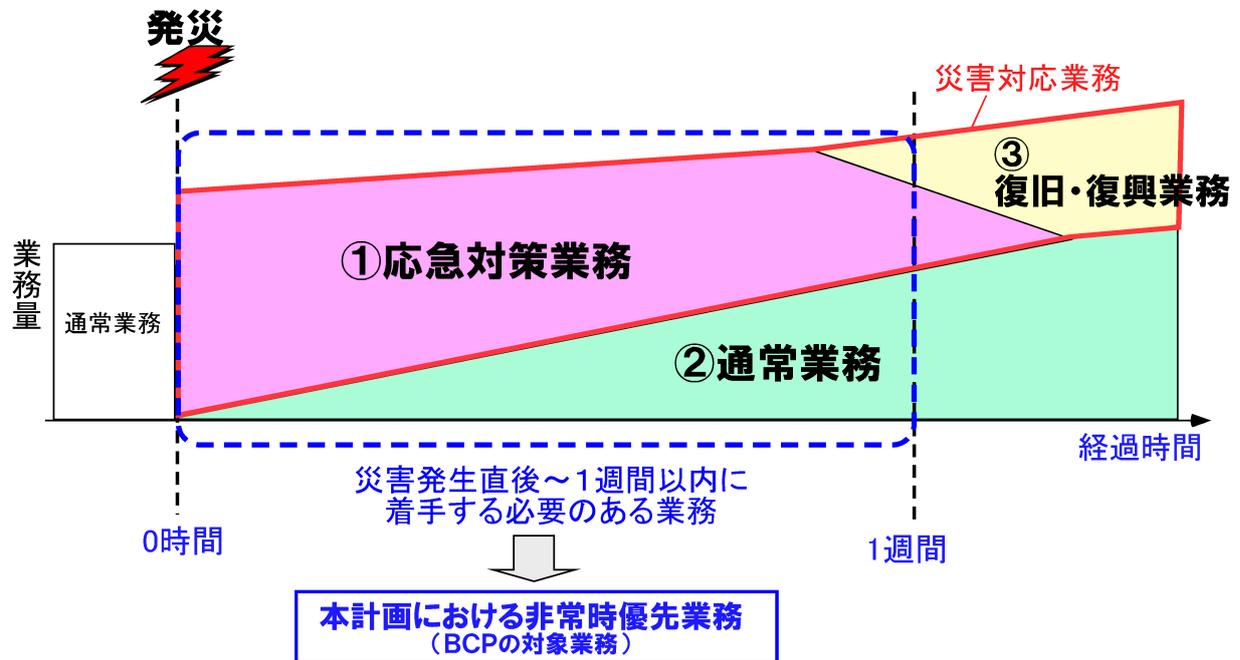
災害発生から、避難所生活者数²が最大数を過ぎ、復旧業務を開始する1週間後程度を本計画の対象期間とする。

災害時に必要となる業務は、1週間後も継続して実施する必要があるが、特に発災後1週間は、ライフラインの他、人・モノ・施設・設備等の業務資源が非常に入手しにくいいため、市民の生命・財産を守るための業務を確実に実施するための「発災後1週間の危機管理」としてBCPを策定するものである。

(3) 本計画の対象職員

本計画で言う「職員」とは、正職員及び再任用のフルタイム職員である。

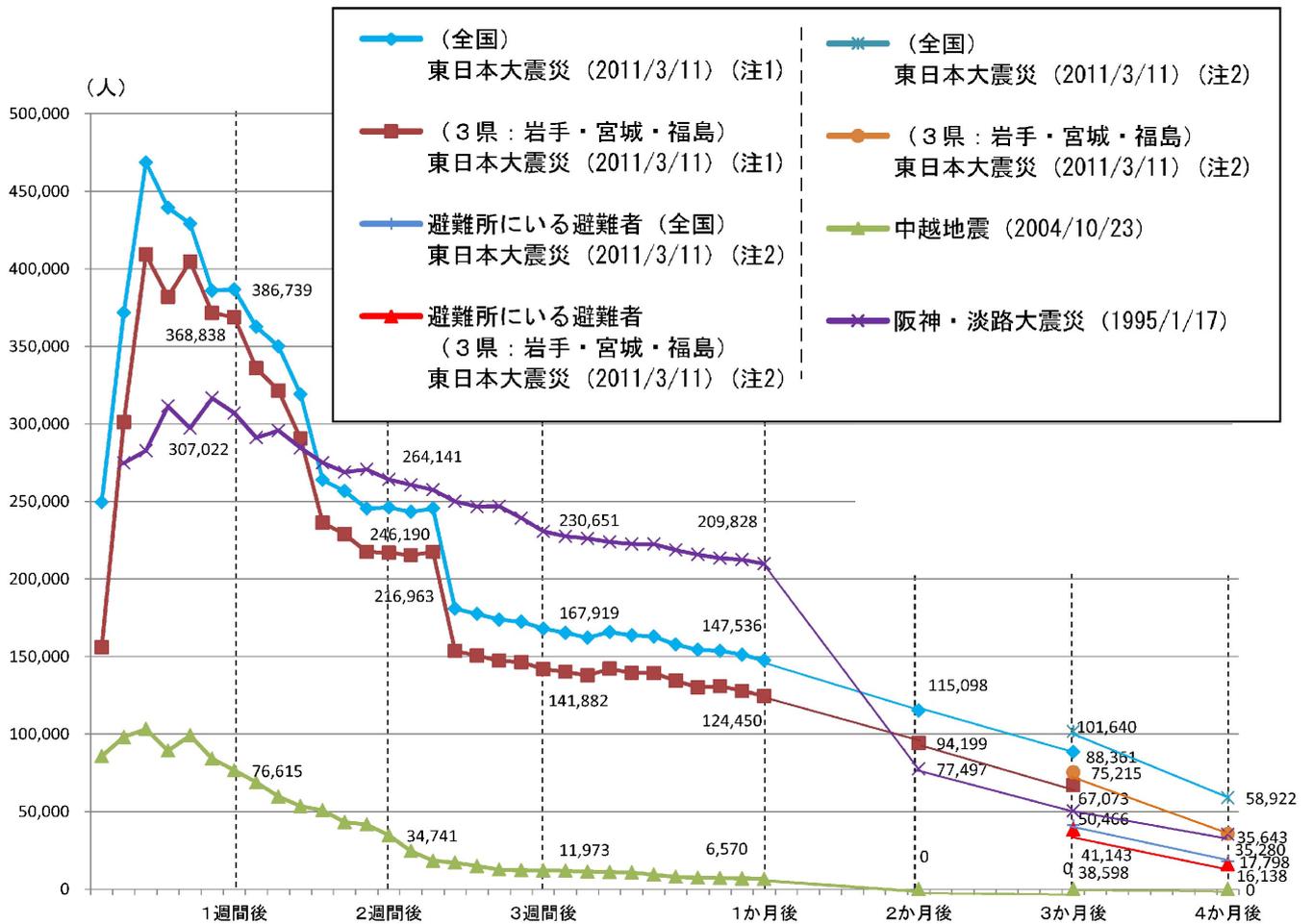
■時間経過で見た非常時優先業務の構成イメージ



¹ 災害発生時に実施する必要がある業務（以下「災害対応業務」という。）と通常時から実施しており災害時においても継続して実施する必要がある業務（以下「通常業務」という。）を含む。

² 総務省のHPの資料「【避難所生活者の推移】東日本大震災、阪神・淡路大震災及び中越地震の比較について」（次頁）を見ると、東日本大震災、阪神・淡路大震災及び中越地震の何れにおいても、地震発生から3～5日で避難者数が最大値を迎え、7日目頃には明白に減少が始まっている。

■【避難生活者の推移】東日本大震災、阪神・淡路大震災及び中越地震の比較について



注1 警察庁は「公民館・学校等の公共施設」及び「旅館・ホテル」への避難者を中心に集計。

注2 当チームは①避難所(公民館・学校等)、②旅館・ホテル及び③その他(親族・知人宅等)を集計。

(出典) 東日本大震災に関しては警察庁の発表資料等(注1)及び当チームで行った調査結果(注2)を、中越地震に関しては新潟県HPを、阪神・淡路大震災に関しては「阪神・淡路大震災—兵庫県の1年の記録」を参照。

出典:総務省ホームページ資料

3 基本方針及び非常時優先業務選定の基準

(1) 基本方針

市民及び市内所在者（以下「市民等」という。）の人命救助を最優先とし、次いで、その生命と安全の確保、生活の安定、財産の保全並びに都市機能の維持に必要とする業務を非常時優先業務として、その実施に必要とする人的・物的資源を確保、集中投入する。

このため、災害発生に備え、平常時において、人的・物的資源を確保するための施策を推進するとともに、災害発生当初においては非常時優先業務以外の業務を中断し、非常時優先業務の所要量の低下に伴い、順次、実施・再開する。

(2) 本市BCPの対象業務（非常時優先業務）

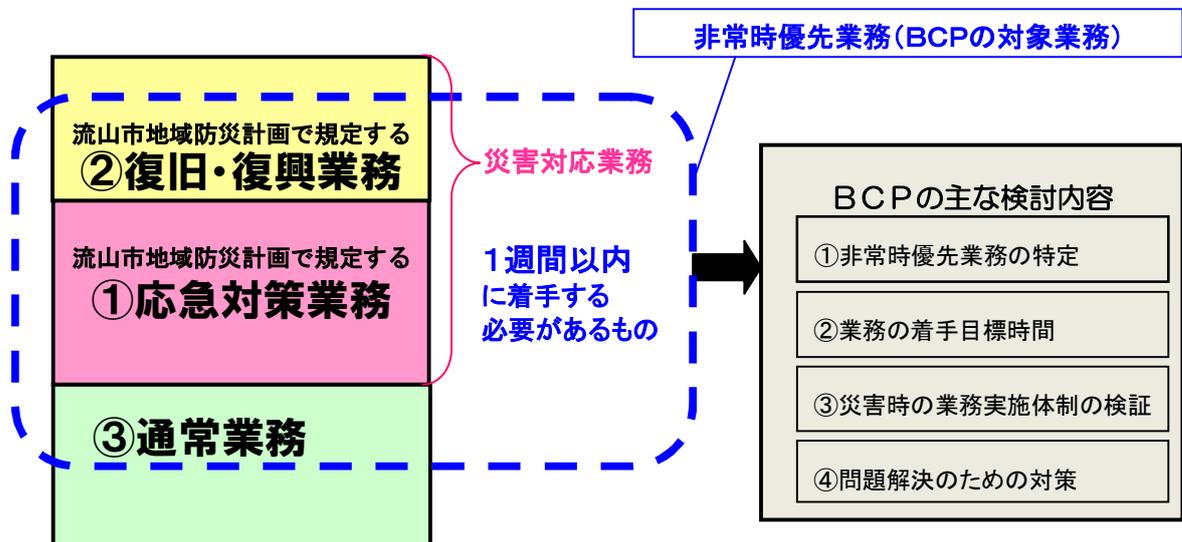
上記の非常時優先業務とは、発災後、業務資源（人・モノ・施設・設備・機材・ライフライン等）の活用が限られた状況の中でも、他の業務に先駆けて優先的に実施する必要のある業務である。非常時優先業務は、原則として1週間以内（災害発生当日～7日目まで）に着手しないと、市民生活や都市機能の維持に支障が生じると判断された業務とする。

非常時優先業務は、以下の3つの業務から構成される。

- ①主に地域防災計画で規定している「応急対策業務」のうち、地震発生後1週間以内には着手する必要のあるもの。
- ②主に地域防災計画で規定している「復旧・復興業務」のうち、地震発生後1週間以内には着手する必要のあるもの。
- ③平常時に実施している「通常業務」のうち、地震発生後1週間以内に再開する必要のあるもの。

なお、①応急対策業務と②復旧・復興業務は、災害時だけに発生する業務である。このため本計画の中では、③の「通常業務」と対比する形で、①②を総称し「災害対応業務」と呼ぶことがある。

■BCP対象業務(非常時優先業務)の位置付けと検討内容



(3) 非常時優先業務選定及び業務開始時期の基準等

ア 最優先業務S

(ア) 選定の基準

人命救助に必要とする業務

市民等の生命と安全の確保に必要とする業務のうち緊急度の高い業務

(イ) 業務開始時期の基準

地震：発生後1時間以内

風水害：災害対策本部設置時

(ウ) 例

災害対策本部の設置と運営、医療救護活動

イ 優先業務A

(ア) 選定の基準

市民等の生命と安全の確保に必要とする業務

(イ) 業務開始時期の基準

災害発生後3時間以内

(ウ) 例

食糧の配布、障害物の除去

ウ 優先業務B

(ア) 選定の基準

市民の生活の安定と財産の保全並びに都市機能の維持に必要とする業務のうち緊急度の高い業務

(イ) 業務開始時期の基準

災害発生後1日以内

(ウ) 例

生活必需品の配布、被災建築物の応急危険度判定

エ 優先業務C

(ア) 選定の基準

市民の生活の安定と財産の保全並びに都市機能の維持に必要とする業務

(イ) 業務開始時期の基準

災害発生後1週間以内

(ウ) 例

応急仮設住宅の建設、惨事ストレス対策

オ 休止業務（通常業務のうち休止する業務）

(ア) 選定の基準

優先業務に該当しない業務

(イ) 例

職員の研修、健康ジョギング講習会

4 本計画の適用及び職員の行動指針

(1) 本計画の適用

市内で震度6強³以上の地震を記録した場合、又は、市内で発生した風水害が「市全域にわたり大規模な災害」となった場合⁴、本計画を自動的に適用するものとする。

また、それ以外の場合においては、必要に応じて本計画を適用するものとする。

(2) 職員の初動指針

上記(1)の状況となった場合及び所属長等から指示を受けた場合、市職員は次の「大規模災害時流山市職員初動指針」に従って行動する。

■大規模災害時流山市職員初動指針(地震の場合)

時間帯	勤務時間内		勤務時間外																		
居場所	勤務先	外出先	自宅	外出先																	
状況①	大地震発生																				
行動①	自身と市民等及び他の職員の安全確保	自身と市民等の安全確保	自身と市民等の安全確保	自身と市民等の安全確保																	
	重傷者の救護	周辺の被災状況を把握	周辺の被災状況を把握	周辺の被災状況を把握																	
	家族と自宅の状況確認 ⁵	家族と自宅の状況確認	家族の状況確認	家族と自宅の状況確認																	
	所属長等へ報告	所属長等へ報告	所属長等へ報告	所属長等へ報告																	
状況②	流山市内で震度6強以上																				
行動②	所属長等の指示を受けて行動する。	勤務先へ参集し、所属長の指示を受けて行動する。	勤務先へ参集し、災对本部事務局の指示を受けて行動する。	勤務先へ参集し、災对本部事務局の指示を受けて行動する。																	
状況③	自分自身又は家族が被災した場合の指針																				
<p>右表のような状況が発生した場合、職員はいったん登庁して、自身と家族の情報を所属長に報告した上で、所属長の指示に従う。</p> <p>所属長は、被災した職員への指示にあたっては、次表の指針を基準とし、状況を勘案して、自宅待機/勤務継続等を判断する。</p> <p>なお自宅待機中は、周辺状況の把握に努め、常に所属長からの連絡が取れるようにするとともに、周辺状況を把握して、報告できるようにする。</p>																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">被害種別</th> <th>自宅待機日数の指針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自宅被害</td> <td>全壊・全焼、半壊・半焼等</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">本人や家族の死傷</td> <td>死亡(家族)</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>重傷(本人)</td> <td>勤務可能な状態となるまで</td> </tr> <tr> <td>重傷(家族)</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>軽傷(本人)</td> <td>0日</td> </tr> <tr> <td>軽傷(家族)</td> <td>0日</td> </tr> </tbody> </table>					被害種別		自宅待機日数の指針	自宅被害	全壊・全焼、半壊・半焼等	0日	本人や家族の死傷	死亡(家族)	1日	重傷(本人)	勤務可能な状態となるまで	重傷(家族)	1日	軽傷(本人)	0日	軽傷(家族)	0日
被害種別		自宅待機日数の指針																			
自宅被害	全壊・全焼、半壊・半焼等	0日																			
本人や家族の死傷	死亡(家族)	1日																			
	重傷(本人)	勤務可能な状態となるまで																			
	重傷(家族)	1日																			
	軽傷(本人)	0日																			
	軽傷(家族)	0日																			

³ 防災計画においては、震度6強以上の地震を記録した場合、第3配備として、全職員を配備させることとなっている。

⁴ 防災計画においては、市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で本部長が必要と認めた場合、第3配備として、全職員を配備させることとなっている。

⁵ 家族と自宅の状況確認に時間を要する場合は、先ず、所属長等への報告を優先するものとする。

■大規模災害時流山市職員初動指針(風水害の場合)

時間帯	勤務時間内		勤務時間外	
居場所	勤務先	外出先	自宅	外出先
状況①	風水害の恐れあり(招集準備)			
行動①	ラジオ・テレビからの情報入手	ラジオ・テレビからの情報入手	ラジオ・テレビからの情報入手	ラジオ・テレビからの情報入手
	家族と自宅の状況確認	家族と自宅の状況確認	市ホームページ等を確認	家族と自宅の状況確認
	災害対応準備	災害対応準備	災害対応準備	災害対応準備
	招集連絡			
行動②	所属長の指示を受ける	勤務先へ参集し、その後、所属長の指示を受ける。	勤務先へ参集し、災对本部事務局の指示を受けて行動する。	勤務先へ参集し、災对本部事務局の指示を受けて行動する。
状況③	自分自身又は家族が被災した場合の指針			

右表のような状況が発生した場合、職員はいったん登庁して、自身と家族の情報を所属長に報告した上で、所属長の指示に従う。

所属長は、被災した職員への指示にあたっては、次表の指針を基準とし、状況を勘案して、自宅待機/勤務継続等を判断する。

なお自宅待機中は、周辺状況の把握に努め、常に所属長からの連絡が取れるようにするとともに、周辺状況を把握して、報告できるようにする。

被害種別		自宅待機日数の指針
自宅被害	全壊・全焼、半壊・半焼等	0日
本人や家族の死傷	死亡(家族)	1日
	重傷(本人)	勤務可能な状態となるまで
	重傷(家族)	1日
	軽傷(本人)	0日
	軽傷(家族)	0日

5 本計画の前提

(1) 想定する地震 **地震**

防災計画の想定地震のうち、「流山市直下の活断層による M7.3 の地震」及び「東京湾北部地震 (M7.3)」を本計画の想定地震として、災害対応業務を選定するとともに、課題や対応策を分析している。

防災計画で想定した「流山市直下の活断層による M7.3 の地震」は、未確認の断層を仮定したものであり、その震源域は、市内の何れの場所においてもあり得るとの考えから、市内を 50m × 50m メッシュに区分して、各メッシュ毎に、その直下に震源があった場合を仮定して最大級の被害を算定したものである。

なお、この手法によって、**各地域 (メッシュ) における被害算定に基づき、各地域の危険度を判断することが可能となる半面、特に次の点に留意**する必要がある。

- ① 市の全域、即ち、**全メッシュの直下を震源とする地震は現実的には発生することはなく、かつ、そのような想定をしているものではないこと。**
- ② **各メッシュ毎の被害を全て単純に合計すると、従来のように震源域を特定場所に設定する手法よりも数値が大きくなること。**
- ③ 本算定結果については、市全体の被害よりも、**各地域 (メッシュ) 毎における被害量の分布に注目し、各地域における地震に対する危険度を判断**することが重要であること。

※以上の詳細は、防災計画 P1-36～37 及びⅫ地震被害想定結果を参照。

(2) 想定する風水害 **風水**

本計画は、流山市洪水ハザードマップに記載された「200年に一度の大雨で一級河川江戸川が増水し、万が一、市内の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況」に基づいて、災害対応業務を選定するとともに、課題や対応策を分析した。

このケースは、本市の江戸川沿いのほぼ全域が 2.0m～5.0m 浸水し、その範囲は市域の約 1/3 に達する状況である。

(3) 前提とした基礎資料

ア 災害対応業務の選定と、その着手目標時間、実施に必要なとする職員数の算定は、平成 24 年 6 月、市役所各部課等に対して実施した「非常時優先業務調査⁶」によるものである。

イ 通常業務の選定と、その着手目標時間、実施に必要なとする職員数の算定は、平成 24 年 4 月、市役所各部課等に対して実施した「通常業務調査⁷」と上記アの「非常時優先業務調査」によるものである。

ウ 職員の参集状況の算定は、平成 24 年 4 月現在の職員の勤務場所と自宅位置（市町）及び平成 24 年 6 月から 7 月に実施した「被災時の行動、休日の外出先、平日夕方の居場所等」に関する職員アンケート⁸によるものである。 **地震**

※風水害の場合、事前の天気予報などの情報により全員参集しているものとする。

(4) 職員の参集状況の算定

ア 職員参集状況算定の前提

【地震の場合】

・発災時に職員がそれぞれの勤務先に参集することを前提に、地震発生時の参集率を算出した。対象とした職員は、平成 24 年 4 月 20 日現在の正職員及び再任用のフルタイム職員、計 1,013 名である（ただし、外部派遣中の職員は除く）。

対象職員の内訳を、勤務先（本庁舎と本庁舎以外、消防本部）及び自宅から勤務先までの距離別に整理したのが次表である。

■参集率算定対象職員の構成

勤務先	居住地		流山市外				計 (上段:人)
	流山市内		～10kmまで	～25kmまで	～45kmまで	45km超	
本庁舎	279		149	71	14	1	514
	54.3%		29.0%	13.8%	2.7%	0.2%	100.0%
本庁舎以外 (消防本部除く)	163		106	46	5	1	321
	50.8%		33.0%	14.3%	1.6%	0.3%	100.0%
上記小計	442		255	117	19	2	835
	52.9%		30.5%	14.0%	2.3%	0.2%	100.0%
消防本部	108		51	17	2	0	178
	60.7%		28.7%	9.6%	1.1%	0.0%	100.0%
計	550		306	134	21	2	1013
	54.3%		30.2%	13.2%	2.1%	0.2%	100.0%

⁶ 資料 4 災害対応業務の着手目標時間と必要人員数 参照 (P.70)

⁷ 資料 5 継続すべき通常業務の着手目標時間と必要人員数 参照 (P.84)

⁸ 資料 1 職員参集状況算定の前提 **地震** 参照 (P.64)

- ・本計画では、上記(1)で示した2つの地震について、それぞれ「平日 12 時」「平日 18 時」「休日 12 時」の3 ケースを検討した。
- ・参集距離は、職員の居住地と勤務先間の直線距離を 1.5 倍し、徒歩・バイク・自転車で参集することとした。
- ・計算上参集できる職員数から、家族の被災等、休日の外出等の理由で参集困難となる職員数を減じた。
- ・以上の算出方法の詳細は、巻末の資料⁹に記載した。

【風水害の場合】

天気予報等の予測情報に基づき、職員の参集は災害で参集が困難になる前に完了することを前提とする。

対象とする職員の居住地は、地震の場合に示すとおりとする。

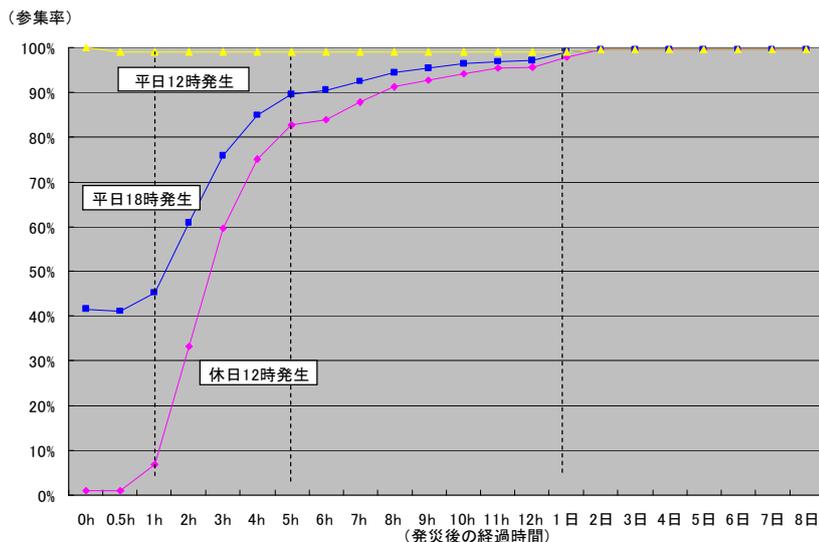
⁹ 資料 1 職員参集状況算定の前提 **地震** 参照 (P.64)

イ 参集状況の想定結果（１）：本庁及び出先機関（消防本部を除く） 地震

(ア) 流山市直下の活断層によるM7.3の地震の場合

流山市直下の活断層による M7.3 の地震が平日 18 時の帰宅時間帯に発生した場合、在庁率が約 40%であり 1 時間目までは微増の状態だが、1 時間を過ぎると参集率はアップし、6 時間後には 90%に達する。職員がほとんど在庁していない休日 12 時に地震が発生した場合には、1 時間までは 50 人程度の 10%に満たない状況であるが、5 時間後に 80%を超え、8 時間後には 90%に達する¹⁰。

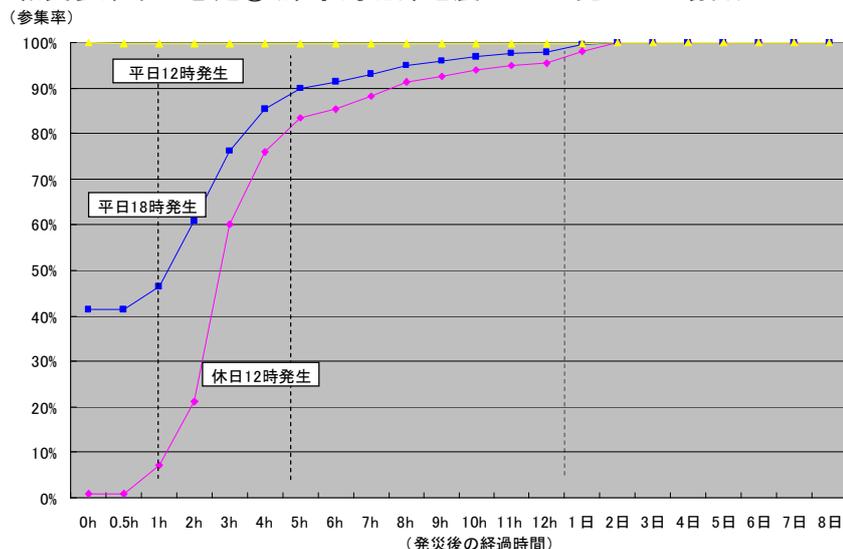
■職員参集率の想定①(流山市直下の活断層による地震M7.3が発生した場合)



(イ) 東京湾北部地震（M7.3）の場合

東京湾北部地震の場合は、流山市直下の地震に対して市内の震度が下がるために、平日 18 時に発生した場合、流山市直下の地震よりも当初の参集は若干高まる。一方休日 12 時に発生した場合には、流山市直下に比べて当初 2 時間の参集率は下がる。しかし 3 時間目に至る頃から参集状況は流山市直下とほぼ同様になる¹¹。

■職員参集率の想定②(東京湾北部地震M7.3が発生した場合)



¹⁰ 資料 2 参集状況の想定結果（１）：本庁及び本庁以外（消防本部を除く）

地震 参照（P.67）

¹¹ 資料 2 参集状況の想定結果（１）：本庁及び本庁以外（消防本部を除く）

地震 参照（P.67）

ウ 参集状況の想定結果（2）：消防本部 **地震**

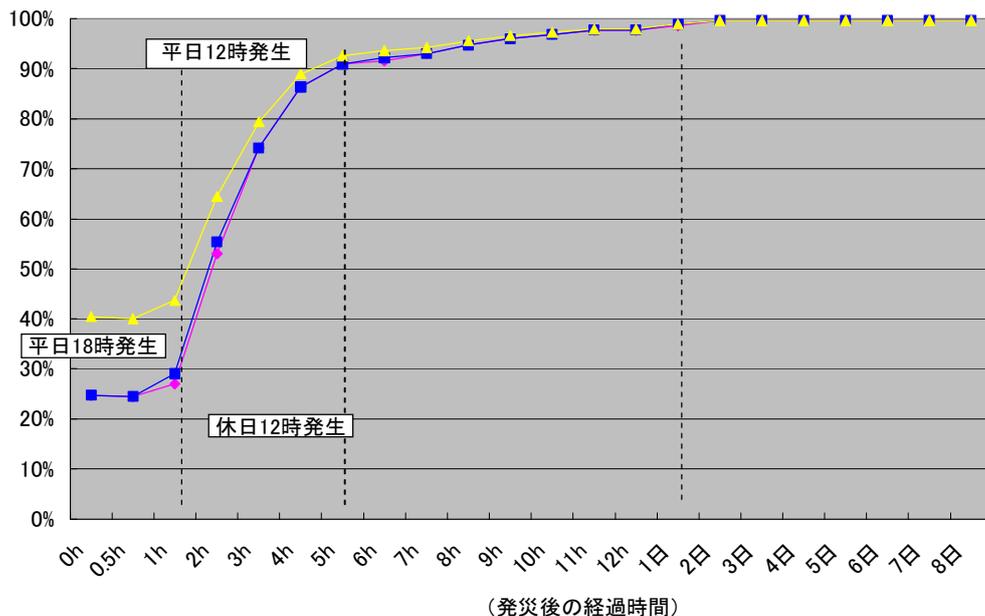
消防本部の場合は、交代勤務を行っているため、平日 12 時には全職員の約 40%、平日 18 時及び休日 12 時には約 25%の職員が勤務している。

(ア) 流山市直下の活断層による M7.3 の地震の場合

流山市直下の地震では、平日 18 時、休日 12 時の当初の参集は、1 時間目までに約 50 名であるが、それ以後急速に増加し、2 時間で半数以上、4 時間で 80%を超え 5 時間で 90%に達するが、当初 1 時間～2 時間の不足を補うことが課題となる¹²。

■ 消防職員参集率の想定①(流山市直下の活断層による地震M7.3が発生した場合)

(参集率)

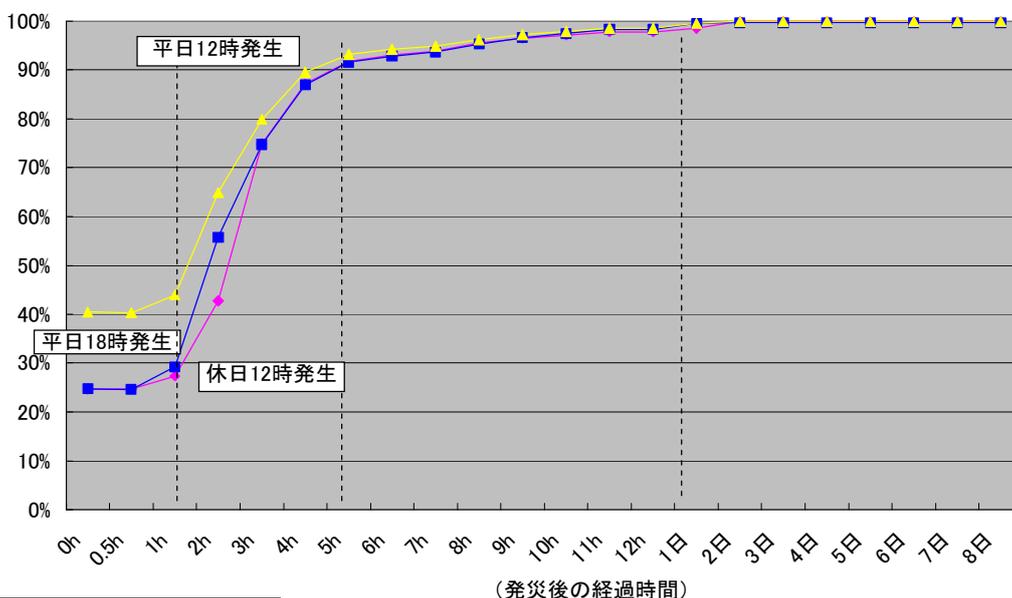


(イ) 東京湾北部地震（M7.3）の場合

東京湾北部地震の場合も傾向はほぼ同様であるが、休日 12 時に地震が発生した場合は、3 時間目ごろまでの参集率が平日よりもやや下がることになる。

■ 消防職員参集率の想定②(東京湾北部地震M7.3が発生した場合)

(参集率)



¹² 資料 3 参集状況の想定結果（2）：消防本部 **地震** 参照（P.69）

(5) 風水害を想定したBCPの特徴 **風水**

- ①風水害は、突然起きる地震とは異なり、事前に発生が予測できるため、災害対策本部設置以前から初動活動を開始できる。
- ②事前に被害発生地域が予測できるため、住民の避難誘導・避難所設置が重要な災害対策業務となる。
- ③事前の予測が可能となるため、職員の参集も、平常時の交通手段が使える可能性が高い。
- ④停電等が発生しなければ、ある程度通常業務の継続が図れる。

Ⅱ 非常時優先業務と人的・物的資源の分析

1 災害時に必要な業務（非常時優先業務）

(1) 非常時優先業務の選定基準・選定結果

「非常時優先業務調査」及び「通常業務調査」の結果に基づき、次表のとおり、非常時優先業務とその優先順位及び着手目標時間を設定した。

■非常時優先業務とその優先度別内訳（地震の場合）

区分	選定基準	業務開始基準	例	小区分	着手目標時間	災害対応業務	通常業務	小計	合計
最優先業務 S	人命救助に必要とする業務 市民等の生命と安全の確保に必要とする業務のうち緊急度の高い業務	地震発生後1時間以内	災害対策本部の設置と運営 医療救護活動	-	1時間以内	23	17	-	40
優先業務 A	市民等の生命と安全の確保に必要とする業務	地震発生後3時間以内	食糧の配布 障害物の除去	-	～3時間以内	9	4	-	13
優先業務 B	市民の生活の安定と財産の保全並びに都市機能の維持に必要とする業務のうち緊急度の高い業務	地震発生後1日以内	生活必需品の配布 被災建築物の応急危険度判定	B1	～12時間以内	11	6	17	22
				B2	～1日以内	4	1	5	
優先業務 C	市民の生活の安定と財産の保全並びに都市機能の維持に必要とする業務	地震発生後1週間以内	応急仮設住宅の建設 惨事ストレス対策	C1	～3日以内	5	4	9	22
				C2	～1週間以内	3	10	13	
合計						55	42	-	97

■非常時優先業務とその優先度別内訳(風水害の場合)

区分	選定基準	業務開始基準	例	小区分	着手目標時間	災害対応業務	通常業務	小計	合計
最優先業務 S	人命救助に必要とする業務 市民等の生命と安全の確保に必要とする業務のうち緊急度の高い業務	災害対策本部設置後1時間以内	災害対策本部の設置と運営 医療救護活動	-	1時間以内	26	17	-	43
優先業務 A	市民等の生命と安全の確保に必要とする業務	災害対策本部設置後3時間以内	食糧の配布 障害物の除去	-	~3時間以内	8	4	-	12
優先業務 B	市民の生活の安定と財産の保全並びに都市機能の維持に必要とする業務のうち緊急度の高い業務	災害対策本部設置後1日以内	生活必需品の配布 道路・橋梁の応急復旧	B1	~12時間以内	10	6	16	20
				B2	~1日以内	3	1	4	
優先業務 C	市民の生活の安定と財産の保全並びに都市機能の維持に必要とする業務	災害対策本部設置後1週間以内	応急仮設住宅の建設 惨事ストレス対策	C1	~3日以内	6	4	10	24
				C2	~1週間以内	4	10	14	
合計						57	42	-	99

(2) 非常時優先業務の概要

ア 優先度評価別の業務名称

■非常時優先業務の概要（災害対応業務）【地震の場合】

区分	着手目標時間	NO	【災害対応業務】名称	業務内容
S	1時間以内	1	災害対策本部の設置と運営	・災害本部の設置、開設連絡、運営、会議実施等
		2	地震情報及び被害情報の収集・伝達	・地震情報と被害情報の収集、伝達等
		3	災害広報活動の実施	・緊急広報(広報車による広報を含む)、一般広報、要配慮者への広報等
		4	消防機関による活動の実施	・火災出動、火災防ぎよ 等
		5	災害に関する応援要請	・他市の消防本部に応援を要請等
		6	救急・救助活動の実施	・救急・救助隊の出動 ・行方不明者の捜索 等
		7	地震に伴う水防活動の実施	・被害、変状調査、応急対策・応急復旧等
		8	危険物に関する応急対策の実施	・危険物流出対策 ・石油類危険物施設、高圧ガス及び火薬類取扱施設等、毒・劇物取扱施設等の安全確保 等
		9	緊急輸送道路の確保	・緊急輸送道路の確保、応急復旧、放置車両対策等
		10	道路管理者の交通規制措置及び交通情報の収集・提供	・緊急交通路の交通規制 ・交通規制等の交通情報の提供(県及び警察を通じて) 等
		11	避難と誘導	・住民の避難対応、安否確認 ・来訪者・入所者等の避難 等
		12	指定避難所等の開設・運営	・指定避難所等の開設、点検、運営等
		13	医療救護に関する情報の収集・提供	・医療施設の被害状況、診療機能の確保状況、避難所・救護所の設置状況の情報収集・提供等
		14	医療救護活動	・災害救護対策本部による医療活動、救護所の設置等
		15	医療ボランティアの活用	・「担当窓口」の設置、運営等
		16	助産活動の実施	・災害時の分娩介助、分娩前後にわたる処置の確保等
		17	応急給水の実施	・応急給水計画の作成、応急給水資機材の調達、応急給水活動の実施 等
		18	水道事業者等の相互応援	・県・他市町村への応援要請等
		19	ライフライン施設等の応急対策	・電力施設、通信施設、ガス施設、水道施設、下水道施設の応急復旧等
		20	園児・児童・生徒の安全確保	・園児・児童・生徒の避難等
		21	要配慮者等の安全確保対策	・社会福祉施設等における安全確保対策 ・在宅要配慮者の安全対策等
		22	外国人の安全確保	・外国人の避難誘導、安否確認、救助
		23	帰宅困難者 対策	・一斉帰宅の抑制、帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設への誘導、徒歩帰宅支援等
A	3時間以内	24	県や国の対策本部との連携	・県の災害本部、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携等
		25	被災者の健康管理	・被災者の健康状態の把握、継続的要援助者のリストアップ等
		26	食糧の配布	・食糧の調達、供給等
		27	緊急輸送	・搬送車両等の確保、緊急輸送の実施
		28	他市町村、県及び国への応援要請	・隣接市町、防災関係機関、広域的市町村、県、国への応援要請等
		29	民間団体等への応援要請	・災害時応援協定を締結している民間団体への協力要請等
		30	自衛隊の派遣要請	・災害派遣の要請と手続等
		31	障害物の除去	・住居又はその周辺に運ばれた障害物、建築・道路・河川障害物の除去等
		32	ボランティア協力計画の実施	・ボランティア受入れ体制の確立と運営

区分	着手目標時間	NO	【災害対応業務】名称	業務内容		
B	B1	12時間以内	33	災害広聴活動の実施	・総合相談窓口の設置、移動巡回相談の実施等	
			34	広域一時滞在に関する支援	・広域一時滞在に関する県への支援要請等	
			35	避難所外被災者への対応	・避難所外被災者の把握及び支援等	
			36	生活必需品等の配布	・衣料・生活必需品の供給等	
			37	応援受入体制の確保	・地方自治体、消防機関の応援受け入れ時の体制確保等	
			38	道路・橋梁の応急復旧	・道路、橋梁の応急復旧等	
			39	その他公共施設の応急復旧	・河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧等	
			40	公的住宅等の提供	・民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の提供等	
			41	廃棄物処理	・廃棄物処理の実施等	
			42	ごみ処理の実施	・住民への広報、収集運搬処理等	
			43	し尿処理の実施	・し尿処理の実施(状況把握、住民への指導、仮設トイレの確保と設置、収集運搬、処理)	
B	B2	1日以内	44	災害救助法の適用手続き	・災害救助法の適用要請 等	
			45	応急防疫活動の実施	・消毒の実施、感染症患者等の入院等	
			46	被災建築物の応急危険度判定	・判定士派遣要請・受入体制、応急危険度判定活動等	
			47	被災宅地危険度判定	・被災宅地危険度判定士を活用した被害の発生状況の把握等	
C	C1	3日以内	48	精神保健、カウンセリングの実施	・被災者のストレス軽減、心のケアの実施等	
			49	応急教育の実施	・教育施設、教職員の確保 ・避難所との共存 ・教材・学用品の調達及び配給等	
			50	給食の応急対応	・応急復旧措置 等	
			51	応急仮設住宅の建設	・実施期間、建設方法、入居者の選定と管理運営 等	
			52	被災者台帳の作成	・被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供	
			53	罹災証明書の交付	・罹災証明書の交付手続等	
	C	C2	1週間以内	54	惨事ストレス対策の実施	・職員等の惨事ストレス対策等
				55	死体の搜索処理等	・遺体の搜索、取り扱い、処理等
				56	動物対策	・動物の保護・救助等、死亡獣畜の処理等

■非常時優先業務の概要（災害対応業務）【風水害の場合】

区分	着手目標時間	NO	【災害対応業務】名称	業務内容
S	1時間以内	1	災害対策本部の設置と運営	・災対本部の設置、開設連絡、運営、会議実施等
		2	県や国の対策本部との連携	・県の災対本部、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携等
		3	気象情報及び被害情報の収集・伝達	・気象情報と被害情報の収集、伝達等
		4	災害広報活動の実施	・緊急広報(広報車による広報を含む)、一般広報、要配慮者への広報等
		5	消防機関による活動の実施	・火災出動、火災防ぎよ 等
		6	災害に関する応援要請	・他市の消防本部に応援を要請等
		7	救急・救助活動の実施	・救急・救助隊の出動 ・行方不明者の捜索 等
		8	風水害に伴う水防活動の実施	・被害、変状調査、応急対策・応急復旧等
		9	危険物に関する応急対策の実施	・危険物流出対策 ・石油類危険物施設、高圧ガス及び火薬類取扱施設等、毒・劇物取扱施設等の安全確保 等
		10	緊急輸送道路の確保	・緊急輸送道路の確保、応急復旧、放置車両対策等
		11	道路管理者の交通規制措置及び交通情報の収集・提供	・緊急交通路の交通規制 ・交通規制等の交通情報の提供(県及び警察を通じて) 等
		12	避難の勧告と避難指示(緊急)	・適切な避難準備・高齢者等避難開始の発令及び避難勧告・避難指示(緊急)
		13	警戒区域の設定	・区域の設定と周知
		14	避難と誘導	・住民の避難対応、安否確認 ・来訪者・入所者等の避難 等
		15	指定避難所等の開設・運営	・指定避難所等の開設、点検、運営等
		16	医療救護に関する情報の収集・提供	・医療施設の被害状況、診療機能の確保状況、避難所・救護所の設置状況の情報収集・提供等
		17	医療救護活動	・災害救護対策本部による医療活動、救護所の設置等
		18	医療ボランティアの活用	・「担当窓口」の設置、運営等
		19	助産活動の実施	・災害時の分娩介助、分娩前後にわたる処置の確保等
		20	応急給水の実施	・応急給水計画の作成、応急給水資機材の調達、応急給水活動の実施 等
		21	水道事業体等の相互応援	・県・他市町村への応援要請等
		22	ライフライン施設等の応急対策	・電力施設、通信施設、ガス施設、水道施設、下水道施設の応急復旧等
		23	園児・児童・生徒の安全確保	・園児・児童・生徒の避難等
		24	要配慮者等の安全確保対策	・社会福祉施設等における安全確保対策 ・在宅要配慮者の安全対策等
		25	外国人の安全確保	・外国人の避難誘導、安否確認、救助
		26	帰宅困難者 対策	・一斉帰宅の抑制、帰宅困難者への情報提供、一時滞在施設への誘導、徒歩帰宅支援等
A	3時間以内	27	被災者の健康管理	・被災者の健康状態の把握、継続的要援助者のリストアップ等
		28	食糧の配布	・食糧の調達、供給等
		29	緊急輸送	・搬送車両等の確保、緊急輸送の実施
		30	他市町村、県及び国への応援要請	・隣接市町、防災関係機関、広域的市町村、県、国への応援要請等
		31	民間団体等への応援要請	・災害時応援協定を締結している民間団体への協力要請等
		32	自衛隊の派遣要請	・災害派遣の要請と手続等
		33	障害物の除去	・住居又はその周辺に運ばれた障害物、建築・道路・河川障害物の除去等
		34	ボランティア協力計画の実施	・ボランティア受入れ体制の確立と運営

区分	着手目標時間	NO	【災害対応業務】名称	業務内容	
B	B1	12時間以内	35	災害広聴活動の実施	・総合相談窓口の設置、移動巡回相談の実施等
			36	広域一時滞在に関する支援	・広域一時滞在に関する県への支援要請等
			37	避難所外被災者への対応	・避難所外被災者の把握及び支援等
			38	生活必需品等の配布	・衣料・生活必需品の供給等
			39	応援受入体制の確保	・地方自治体、消防機関の応援受け入れ時の体制確保等
			40	道路・橋梁の応急復旧	・道路、橋梁の応急復旧等
			41	公的住宅等の提供	・民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の提供等
			42	廃棄物処理	・廃棄物処理の実施等
			43	ごみ処理の実施	・住民への広報、収集運搬処理等
			44	し尿処理の実施	・し尿処理の実施(状況把握、住民への指導、仮設トイレの確保と設置、収集運搬、処理)
	B2	1日以内	45	災害救助法の適用手続き	・災害救助法の適用要請 等
			46	応急防疫活動の実施	・消毒の実施、感染症患者等の入院等
			47	被災宅地危険度判定	・被災宅地危険度判定士を活用した被害の発生状況の把握等
	C	C1	3日以内	48	精神保健、カウンセリングの実施
49				応急教育の実施	・教育施設、教職員の確保 ・避難所との共存 ・教材・学用品の調達及び配給等
50				給食の応急対応	・応急復旧措置 等
51				応急仮設住宅の建設	・実施期間、建設方法、入居者の選定と管理運営 等
52				被災建築物の応急危険度判定	・判定士派遣要請・受入体制、応急危険度判定活動等
53				被災者台帳の作成	・被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供
54				罹災証明書の交付	・罹災証明書の交付手続等
C2		1週間以内	55	惨事ストレス対策の実施	・職員等の惨事ストレス対策等
			56	死体の搜索処理等	・遺体の搜索、取り扱い、処理等
			57	動物対策	・動物の保護・救助等、死亡獣畜の処理等
	58		その他公共施設の応急復旧	・河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧等	

■非常時優先業務の概要（通常業務）

区分	着手目標時間	NO	【通常業務】名称	業務内容	
S	1時間以内	1	全庁LAN整備事業	・システムの確認及び応急復旧、パソコン及びネットワークの維持等	
		2	施設管理事業	・庁舎の維持管理等	
		3	住民基本台帳事務管理事業 住民基本台帳ネットワーク事業 戸籍事務管理事業	・システムの確認及び応急復旧 ・住民登録、戸籍に関する異動届出の受け付け、及び証明書関係の発行 ・全国市区町村を専用の住民基本台帳通信回線で結ぶネットワークの維持・管理 等	
		4	防災行政無線維持管理事業	・防災行政無線の維持管理、保守点検等	
		5	民生委員・児童委員活動推進事業	・民生委員・児童委員活動を推進するための活動支援等	
		6	訪問看護事業	・流山市訪問看護ステーションの運営等	
		7	地域包括支援センター運営事業	・地域住民の心身の健康保持や生活安定のために必要な援助等	
		8	ごみ処理施設管理事業	・ごみ処理施設の維持管理等	
		9	污水管渠維持管理事業	・污水管渠の維持管理等	
		10	通信指令施設維持管理事業	・消防・救急通信指令施設の維持管理等	
		11	消防団車両等の管理業務	・消防団車両及び機械器具の維持管理等	
		12	本部・署庁舎維持管理	・防災拠点施設としての維持管理等	
		13	消防車両等の管理業務(中央消防署)	・消防車両及び機械器具の維持管理等	
		14	消防車両等の管理業務 消防署庁舎維持管理 (東・南・北消防署)	・消防車両及び機械器具の維持管理 ・防災拠点施設としての維持管理 等	
		15	浄水場の運転・維持管理事業	・自己水源の取水、浄水受水、浄水場の運転、浄水場施設の維持管理 等	
		16	漏水等防止事業	・給水者からの苦情・漏水修理依頼の24時間体制による受付、パトロール 等 ・漏水等修理の実施(仕切弁の操作、断水広報、工事の実施)業務 等	
		17	赤十字に関する業務	・日本赤十字に関する業務、赤十字奉仕団の事務局業務等	
A	3時間以内	18	第2次救急医療機関指定事業	・休日夜間の急病患者のための病院群輪番による診療等	
		19	第3次救急医療機関・災害発生時対策事業	・第3次医療機関の確保と災害発生時対策の協力等	
		20	平日夜間診療事業	・平日夜間の診療等	
		21	市営住宅管理事業	・市営住宅の維持管理等	
B	B1	12時間以内	22	し尿処理施設維持管理事業	・し尿施設設備機器の維持管理等

区分	着手目標時間	NO	【通常業務】名称	業務内容	
		23	し尿収集委託事業	・し尿の収集運搬を業務委託等	
		24	し尿汚泥処分委託事業	・処理過程で排出される脱水汚泥等の処分の業務委託等	
		25	ごみ収集事業	・家庭ごみの収集運搬の委託等 ・公共施設から排出される廃棄物の収集委託	
		26	ごみ中間処理事業	・不燃ごみ分別の委託等	
		27	ごみ最終処理処分事業	・ごみの最終処分の委託等	
B2	1日以内	28	公文書收受発送事業	・文書管理等	
C	C1	3日以内	29	広報紙発行事業	・毎月1・11・21日に全世帯への広報紙の発行
			30	国際理解サポートセンター事業	・在住外国人に対しての相談窓口
			31	印刷事業	・印刷業務
			32	議会運営事務事業	・議会事務局事務
	C2	1週間以内	33	被保険者管理事業(国民健康保険)	・被保険者証の交付、一部負担金免除証明証の交付等
			34	生活保護相談業務	・生活保護相談等
			35	ひとり暮らし高齢者緊急通報装置運営事業	・ひとり暮らし高齢者が持病等の発作時に119をダイヤルせずに消防救急隊へつながる装置に関すること
			36	ホームヘルプサービス	・家事支援の必要な高齢者のみ世帯へのホームヘルパー派遣
			37	外出支援サービス	・単独で公共交通機関利用が困難な高齢者のみ世帯の方の自宅から医療機関等への送迎
			38	被保険者管理事業(後期高齢者医療制度)	・後期高齢者医療被保険者証の交付、一部負担金免除証明証の交付等
			39	障害者自立支援給付事業	・障害者に対する介護給付サービスに係る事務及び相談等
			40	障害者地域生活支援事業	・障害者に対する地域生活支援サービスに係る事務及び相談等
			41	子どもショートステイ事業	・一時的に世帯で養育が困難となった児童を施設で預かること
			42	出納業務	・支出命令伝票等の審査、債権者への支払、市税その他収入の審査及び収納

2 人的・物的資源の分析

(1)非常時優先業務における人的資源の分析 **地震**

ここでは、I-5-(4)で検討した「職員の参集状況」と非常時優先業務の実施に「必要な人員数」を対照し、災害発生後の各時間帯における職員の充足状況を示した。検討は、本庁及び出先機関と消防本部に分け、流山市直下の地震と東京湾北部地震の2パターンについて、何れも、平日12時、平日18時、休日12時の3ケースで行った。

本検討における「必要な人員数」は、本市の職員数の枠内で検討したものではなく「市民等の生命を守り都市機能を維持するために実際に必要となる人手」を意味している。

ア 本庁及び出先機関の場合（消防本部を除く）

(ア) 流山市直下の活断層による地震

①平日12時

100%に近い職員が在庁している場合であっても、災害時の需要を満たせるのは、最初の1時間程度までであり、その後最大で650人程度の不足が生じる可能性がある。これは「応急給水」で最大400人、「避難所の開設・運営」で最大280人、「避難と誘導」に最大140人となり、以上だけで820人程度と、現状の職員数（835人）とほぼイコールになってしまうからである。

②平日18時

地震発生後約12時間で参集率はほぼ97%に達するが、その時点で500人ほどの人員が不足している。これは、人員の不足が、参集状況によるものではなく、上記のとおり、災害時の業務量が職員数を大幅に上回るレベルで発生するためである。

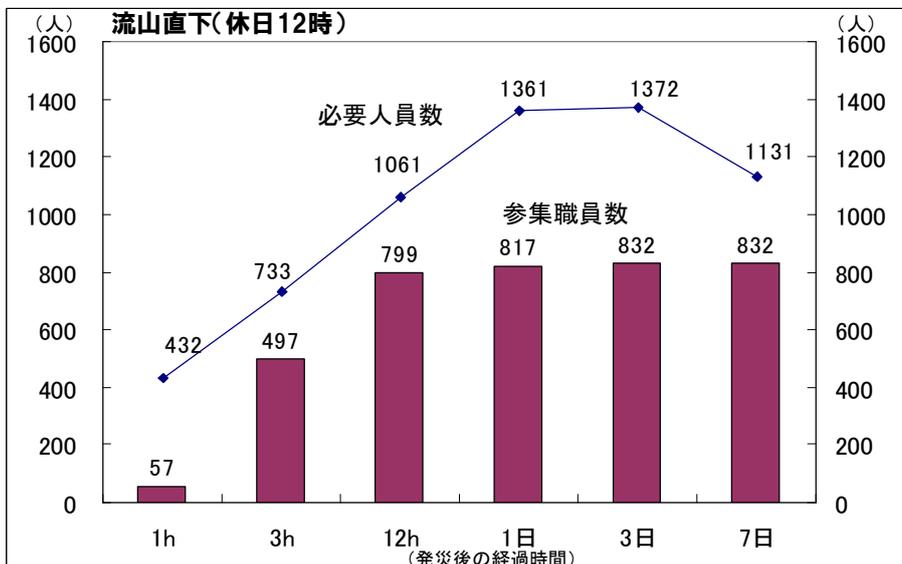
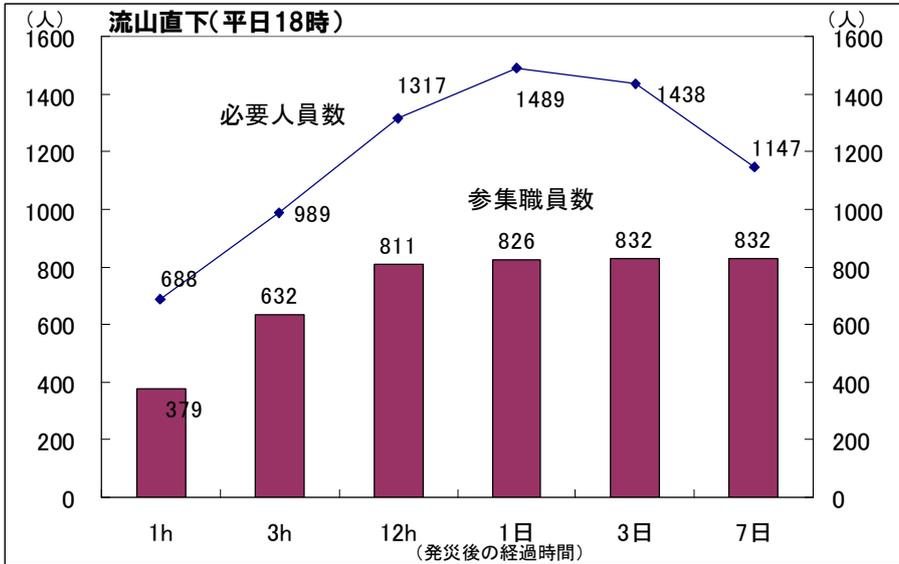
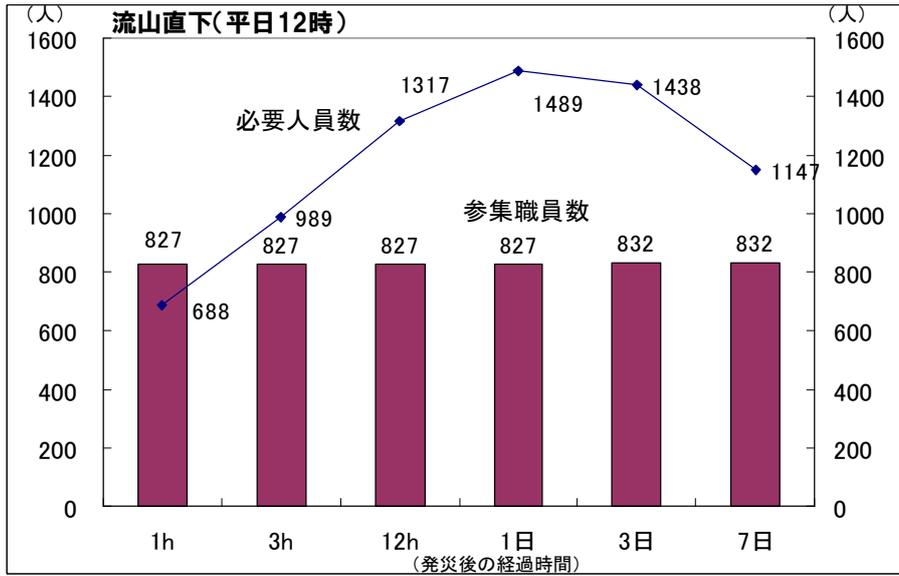
③休日12時

休日の場合、保育所や児童センターの必要人員が不要となるものの、外出によって参集が遅くなる分、発生当初から需要を満たすことは非常に困難であり、外部からの応援がないと災害に対応することが困難である。

以上、①～③の状況を、次頁にグラフ¹³で示した。

¹³ グラフの基礎データは資料6 本庁及び出先機関の必要人員と参集職員の分析（消防本部を除く）
地震 参照（P.87）

■ 流山市直下の地震における必要人員数と参集職員数の分析



(イ) 東京湾北部地震

東京湾北部地震が（ア）と同様の時間帯 3 ケースで発生した場合の人員の需給状況を検討した。

この地震では、流山市内の被害が、（ア）流山市直下の地震に比べて少なくなるため、非常時優先業務の内、災害対応業務に必要な人数は減少する。ただし、通常業務に必要な人数は変化がないものとする。

①平日 12 時

東京湾北部地震の場合は、市内の被害が大幅に少なくなるため、平日 12 時の場合には、当初の 3 時間までは比較的人員が足りると考えられるが、現状のままでは、その後最大で 500 人程度人手が不足することになる。

特に人数が必要な業務は、流山市直下の地震で上げたものと同様である。

②平日 18 時

平日 18 時の場合には、地震発生後約 12 時間で参集率は 97%に達するが、その時点で 400 人ほどの人員が不足している。これは、人員の不足が、参集状況によるものではなく、上記のとおり、災害時の業務量が職員数を大幅に上回るレベルで発生するためである。

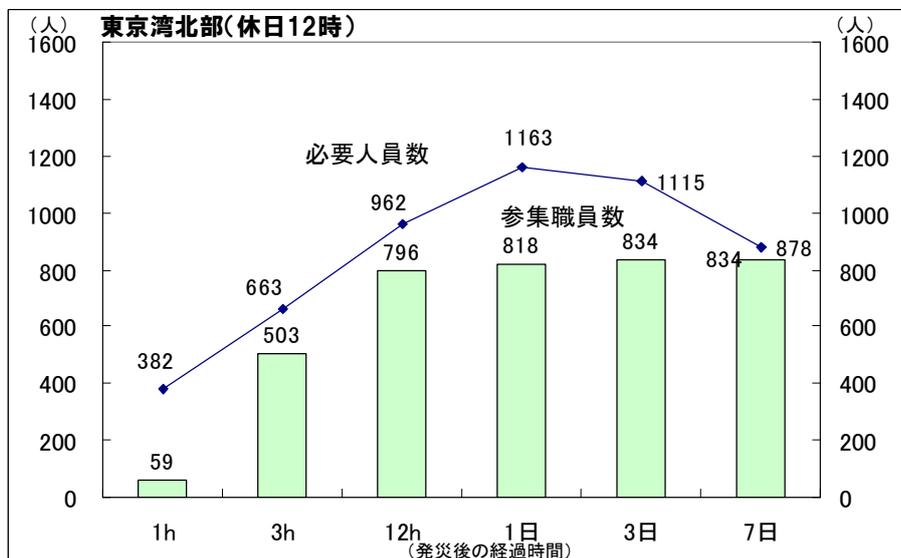
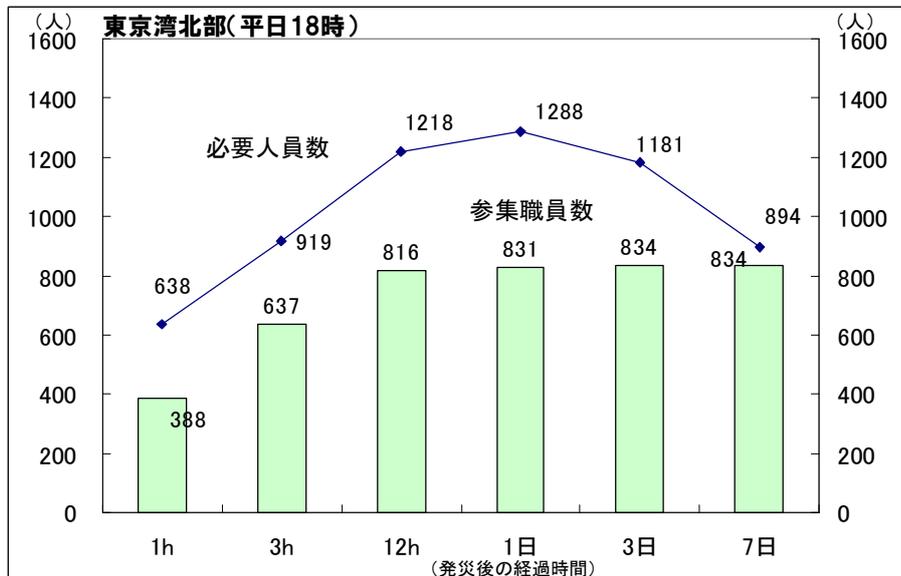
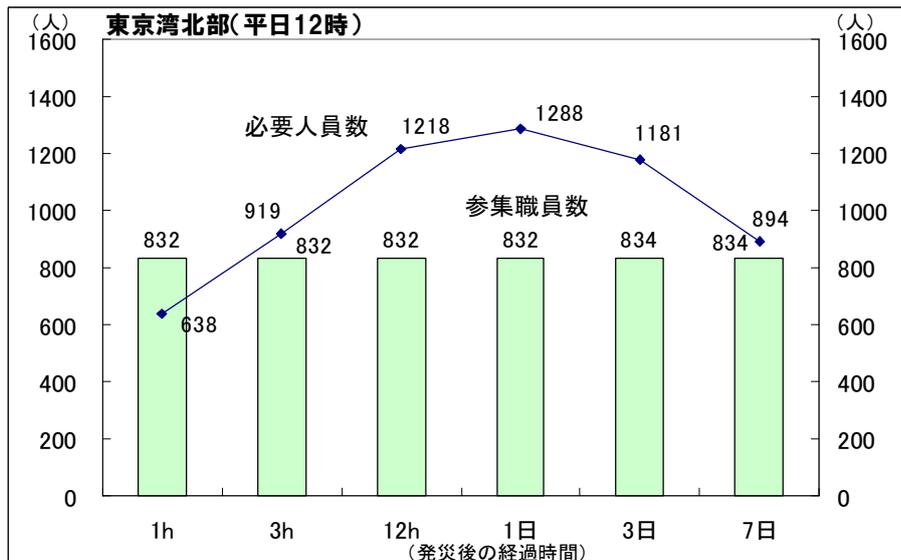
③休日 12 時

休日の場合、保育所や児童センターの必要人員が不要となるものの、都心方面への外出者の居場所が震源に近くなるため、当初 2 時間の参集率がやや下がるが、3 時間目頃には流山市直下の場合とほぼ同様になる。12 時間後の段階では、需給の差が約 170 人となりその後さらに人員の需要が拡大し、人手が不足する。

以上、①～③の状況を、次頁にグラフ¹⁴で示した。

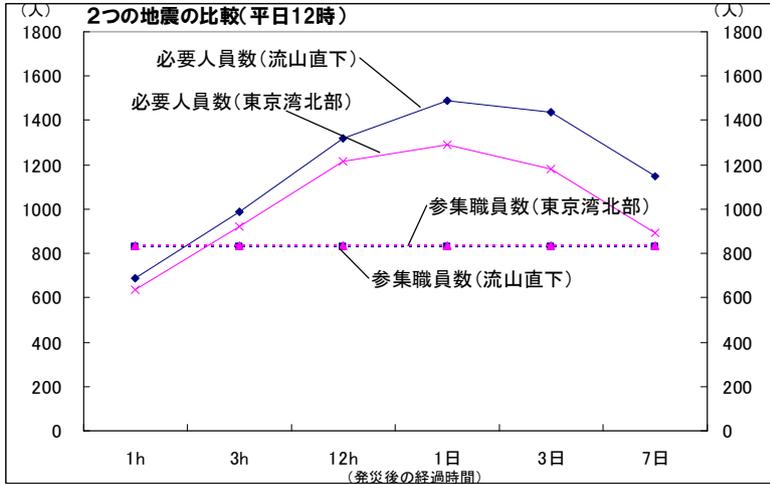
¹⁴ グラフの基礎データは資料 6 本庁及び出先機関の必要人員と参集職員の分析（消防本部を除く）
地震 参照（P.87）

■東京湾北部地震における必要人員数と参集職員数の分析

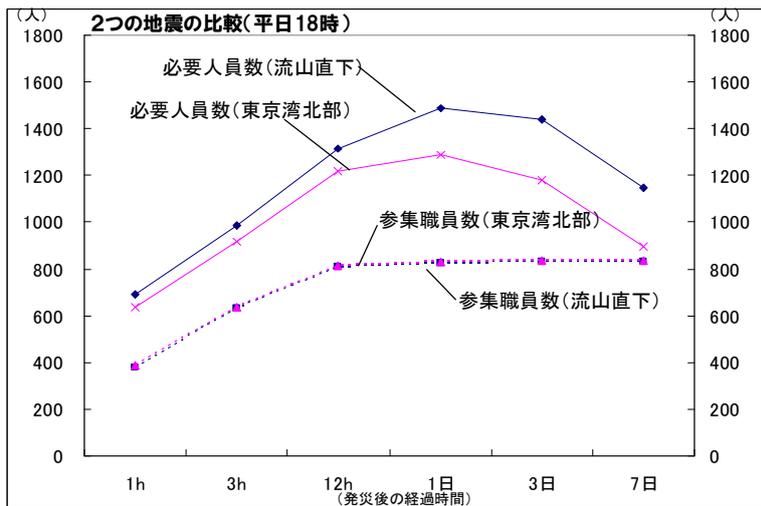


(ウ) 2つの地震の比較

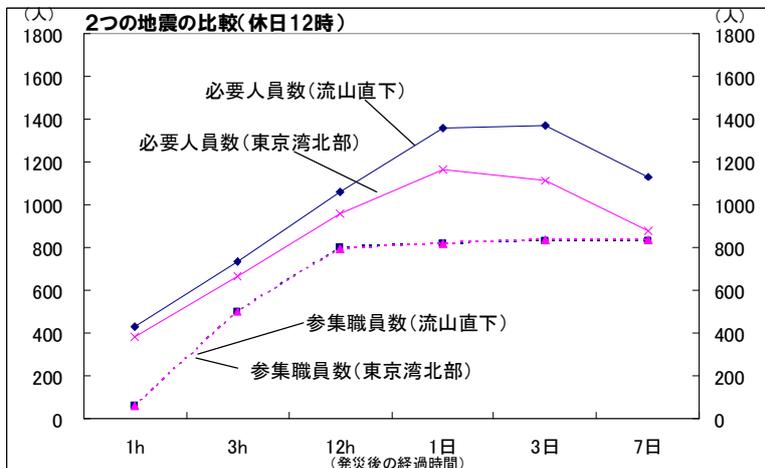
(ア) と (イ) で示した各地震に必要な人員の需給予測を、時間ケース別に重ねて比較したものが以下のグラフである。



平日 12 時の場合は、職員の参集(供給)状況は2つの地震でほぼ同じである。これは、職員自身が被災した場合の行動を指針で決めているためで、実際には流山市直下の地震の場合は、自宅や家族が被災している職員がより多い。



平日 18 時の場合も職員の参集状況はほぼ同じになるが、これも市が被災時の職員の初動指針を決めているためである。実際には流山市直下の場合には、被災する職員が多く、職員の意向だけを尊重すれば、参集率は下がると考えられる。



休日 12 時の場合は、当初 2 時間の参集率が、東京湾北部の地震で下がる傾向になるが 3 時間目以降はほぼ同じになる。(左のグラフでは 2 時間目までの傾向が反映されていないため、詳細は P.15 のグラフを参照)

イ 消防本部の場合

ここでは、消防本部単独で実施する次の業務に関する必要人数と参集人数の比較を行う。

- ①災害対応業務：出勤・火災防ぎよ、救急・救助、危険物の応急対策、消火活動の応援要請、
惨事ストレス対策
- ②通常業務：通信指令施設維持管理、消防団車両等の管理、本部・署庁舎維持管理、消防車両
等の管理

消防については、本市消防本部のほか、消防団を非常勤特別職として任用しているが、本計画では正規職員を対象に必要な職員数を想定しているため、消防団は今後、災害時の出勤可能団員数を検討していくこととする。

(ア) 流山市直下の活断層による地震（消防本部）

①平日 12 時

勤務は交代制のため、平日の昼間には、職員の約 40%が出勤している。災害直後から常に職員フル体制で必要になるが、ほぼ全職員が参集できるのは 6 時間後となる。特に初動の 1 時間までは、徒歩・自転車・バイク等の手段での参集を想定するため、参集率が 44%程度であり、この時間帯の不足を補うことが特に課題である。

②平日 18 時

平日の 18 時時点では、約 25%の職員が出勤している。それでも、ほぼ全員が参集できるまでには 6 時間以上を要する。特に地震発生後 3 時間ころまでの参集状況が少ない中での職員の不足を補うことが特に必要である。

③休日 12 時

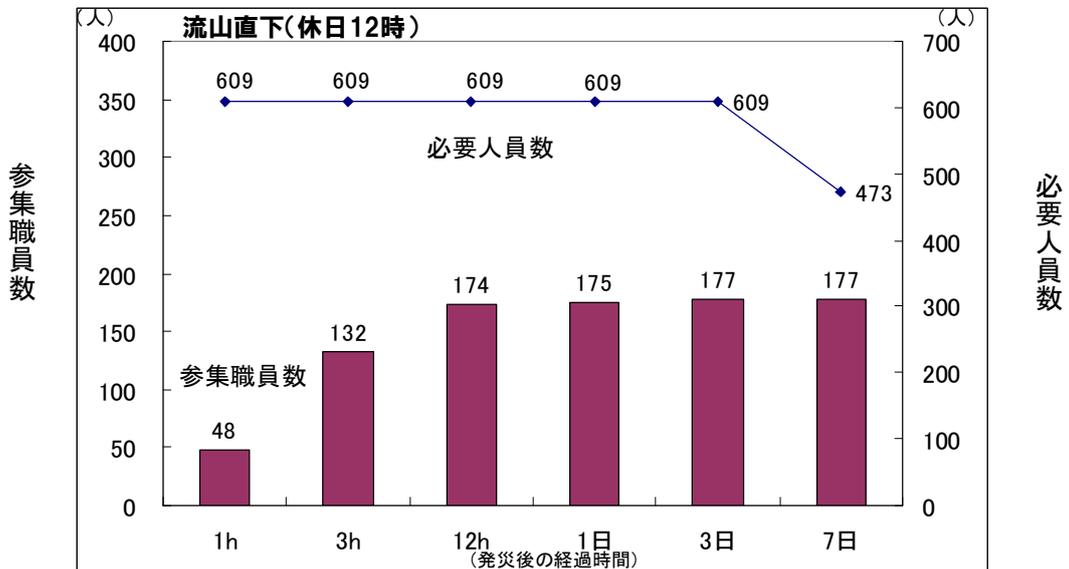
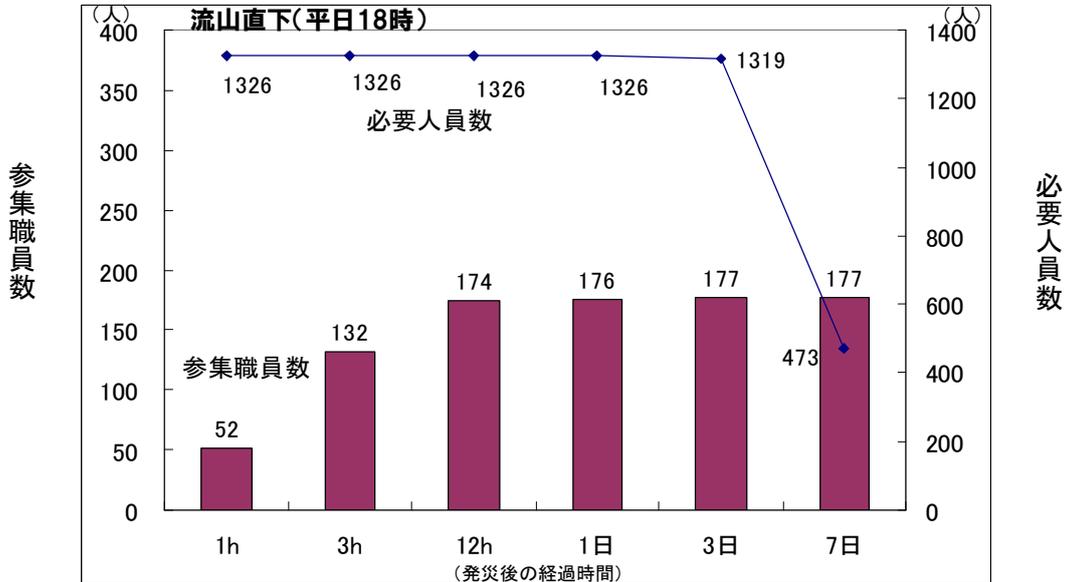
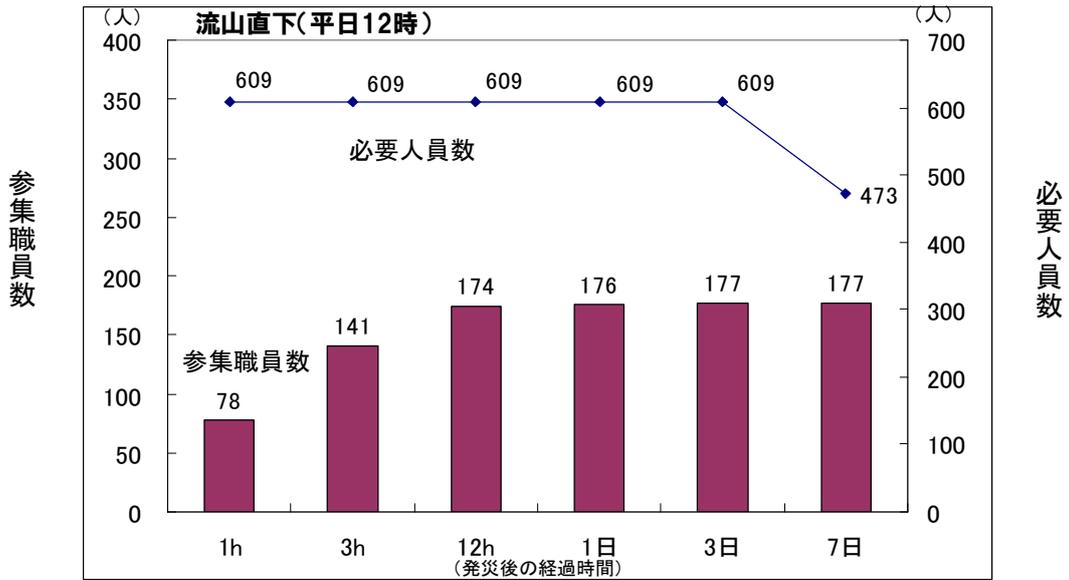
出勤状況は②と同様であり、参集状況が外出等で若干下がるものの、3 時間程度ではほぼ同様の参集率となる。この場合も、発生直後から 2 時間程度の時間帯が特に課題である。

以上、①～③の状況を、次頁にグラフ¹⁵で示した。

なお、参集職員数にあっては、左側縦の数値を参照とし、必要人員数にあっては、右側縦の数値を参照とする。

¹⁵ グラフの基礎データは資料 7 消防本部の必要人員と参集職員の分析 **地震** 参照 (P.89)

■流山市直下の地震における必要人員数と参集職員数の分析(消防本部)



(イ) 東京湾北部地震（消防本部）

東京湾北部地震が(ア)と同様の時間帯3ケースで発生した場合の職員の需給状況を検討した。

この地震では、流山市内の被害が、流山市直下の地震に比べて少なくなるため、非常時優先業務の内、災害対応業務に必要な人数は減少する。ただし、通常業務に必要な人数は変化がないものとする。

①平日 12 時

東京湾北部地震の場合は、市内の被害が大幅に少なくなるため、人命救助の観点で最も人が必要なのは3時間頃までの時間帯である。

②平日 18 時

平日 18 時の場合も、初動の人員が不足することは同様である。12 時間後までの最も人が必要な時間帯の不足を補うことが重要な課題である。

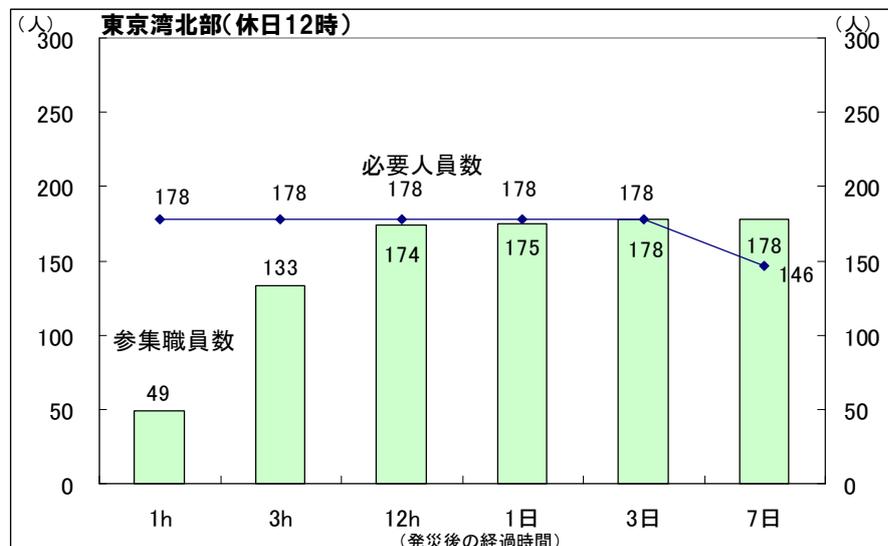
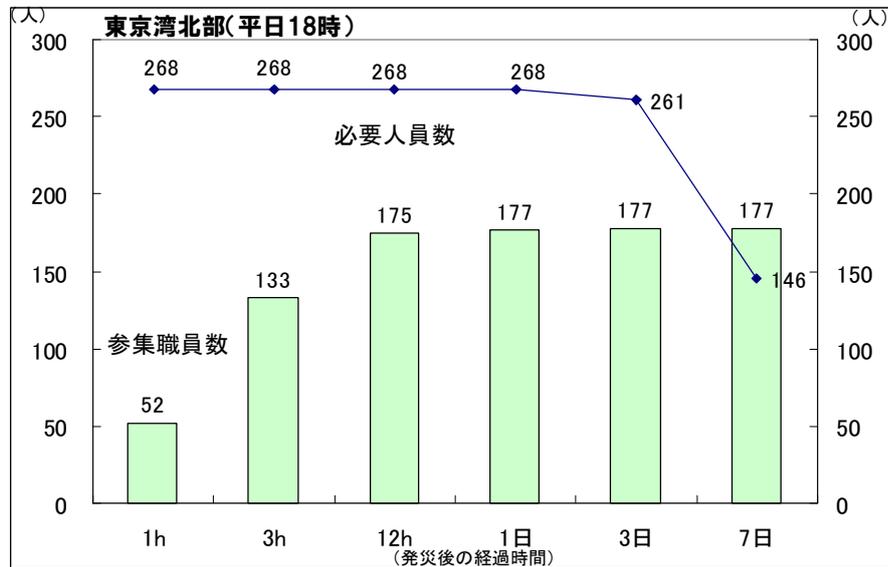
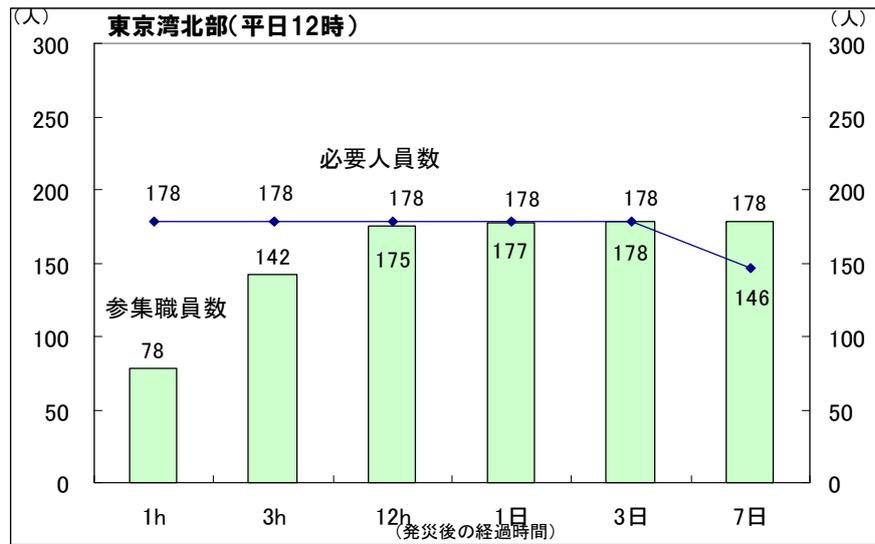
③休日 12 時

休日 12 時の場合も、状況は②とほぼ同様であるが、当初の参集率が若干下がる。12 時間後には、人手が職員だけで足りるが、それまでの最も人が必要な時間帯の不足を補うことが重要な課題であることは同様である。

以上、①～③の状況を、次頁にグラフ¹⁶で示した。

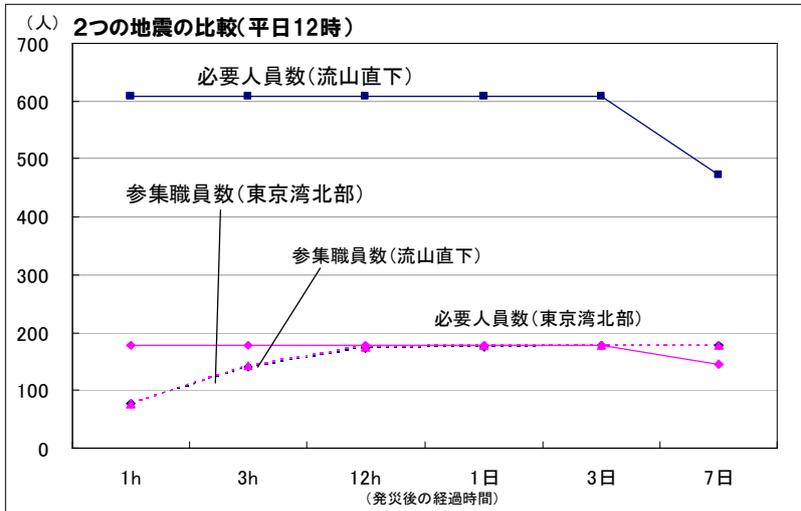
¹⁶ グラフの基礎データは資料7 消防本部の必要人員と参集職員の分析 **地震** 参照 (P.89)

■東京湾北部地震における必要人員数と参集職員数の分析(消防本部)

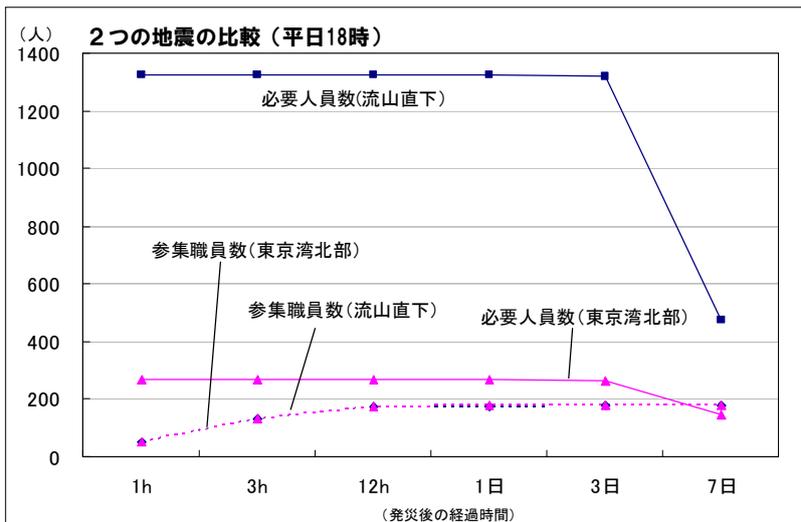


(ウ) 2つの地震の比較（消防本部）

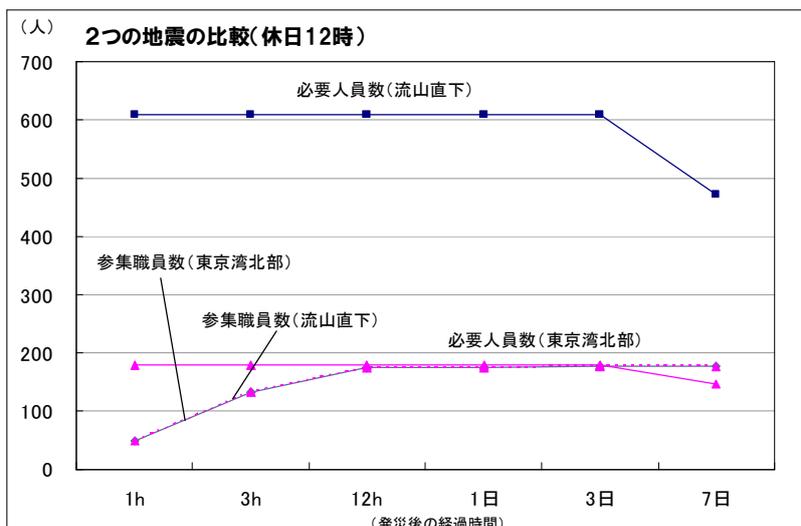
(ア) と (イ) で示した各地震の職員の需給予測を、時間ケース別に重ねて比較したものが以下のグラフである。



平日 12 時の場合は、職員の参集(供給)状況は2つの地震でほぼ同じである。これは、職員自身が被災した場合の行動を指針で決めているためである。流山市直下の地震の場合は、人員が常に充足しない状況が続くことになる。



平日 18 時の場合も職員の参集状況はほぼ同じになるが、流山市直下、東京湾北部何れの場合も、人命救助のために最も人が必要な時間帯の人員の補充が不可欠である。



休日 12 時の場合は、当初2時間の参集率が、東京湾北部の地震でより下がる傾向になる。(左のグラフでは2時間目までの傾向が反映されていないため、詳細はP.16のグラフを参照)

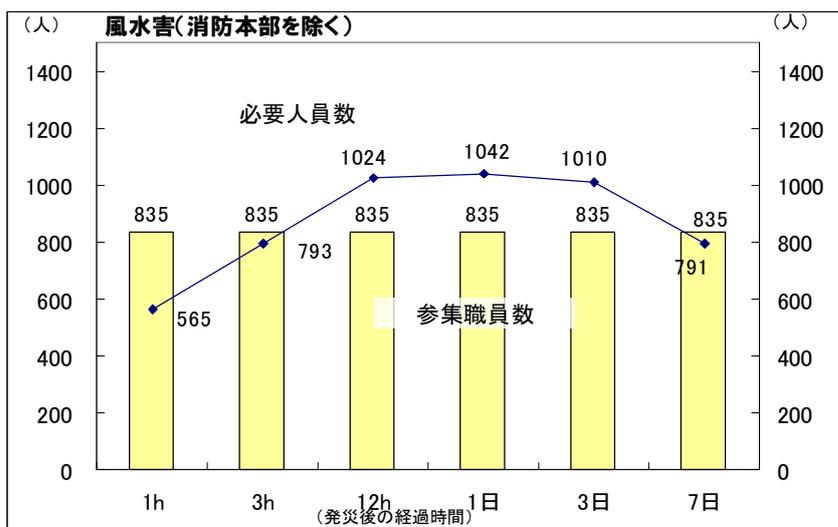
(2)非常時優先業務における人的資源の分析 **風水**

ここでは、事前の天気予報などの情報にもとづき、通常の通勤手段を取ることが困難になる前に、職員が勤務先にすべて参集している状況を想定し、風水害時の非常時優先業務に関する必要人員数と参集職員数の対照を行った。

ア 本庁及び出先機関の場合（消防本部を除く）

■風水害時における必要人員数と参集職員数の分析(消防本部を除く)

		職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 職員数	流山市内	442	442	442	442	442	442	442
	流山～10km	255	255	255	255	255	255	255
	流山～25km	117	117	117	117	117	117	117
	流山～45km	19	19	19	19	19	19	19
	流山～45km超	2	2	2	2	2	2	2
	参集人数	835	835	835	835	835	835	835
	参集率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
必要 人員数	災害対応業務		526	745	961	978	928	682
	通常業務		39	48	63	64	82	109
	人員需要合計		565	793	1024	1042	1010	791
過不足			271	43	-189	-207	-175	44



風水害では、3時間目までは、必要な人員を職員で賄うことができるが12時間～3日にかけて人員が不足する状況となっている。このため、被害の状況を見極めながら、不足する人員の確保を関係機関に要請する必要がある。

イ 消防本部の場合

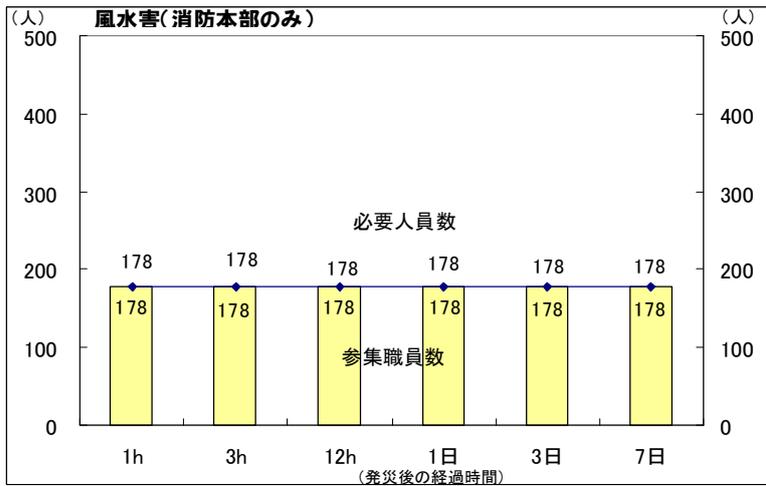
ここでは、消防本部単独で実施する次の業務に関する必要人数と参集人数の比較を行う。

①災害対応業務：出動・火災防ぎょ、救急・救助、危険物の応急対策、消火活動の応援要請、
惨事ストレス対策

②通常業務：通信指令施設維持管理、消防団車両等の管理、本部・署庁舎維持管理、消防車両
等の管理

■風水害時における必要職員数と参集職員数の分析(消防本部のみ)

		職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 人員数	流山市内	108	108	108	108	108	108	108
	流山～10km	51	51	51	51	51	51	51
	流山～25km	17	17	17	17	17	17	17
	流山～45km	2	2	2	2	2	2	2
	流山～45km超	0	0	0	0	0	0	0
	参集人数	178	178	178	178	178	178	178
	参集率		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
必要 人員数	災害対応業務		168	168	168	168	168	168
	通常業務		10	10	10	10	10	10
	職員需要合計		178	178	178	178	178	178
過不足			0	0	0	0	0	0



消防本部の場合は、発災直後から人員がフルで必要になる。

(3)施設機能の維持・継続について

ア 重要施設におけるライフライン等の状況

ここでは、災害時の市民等の生命を守るという観点で、特に重要な（長期間の停止を回避すべき）施設の災害時の機能継続について、ライフライン面を中心に検討を行った。

なお、流山市直下で発生する地震の場合には、市施設における停電は3日間程度、東京湾北部地震の場合は、丸1日程度を想定しておく必要がある。前者の場合には特に時間を要するため、発電機用の燃料を消費した場合には速やかに補充できるような対策が必要である。

風水害の場合は、地震時のように市の重要施設のライフラインが使えなくなる可能性は低いと考えられるが、市の重要施設が市の洪水ハザードマップの浸水想定区域に含まれる場合には注意が必要である。これに該当するのがクリーンセンター及びリサイクルプラザであり、大雨の場合には注意が必要である。また避難所や消防署に付属する「備蓄倉庫」が想定浸水区域に含まれる場合も、濡れて使用不可能になる可能性があるため、注意が必要である。

■重要施設の地震時の機能継続状況

項目	事項	本庁舎	保健センター	水道局
建物	耐震化状況	○ 第1・2・4・5庁舎 耐震(未診断だが1981年以降の建築) 第3庁舎の一部が耐震状況不明(未診断)	○ 建築基準法の耐震基準が昭和56年に代わっており、以降建築の建物のため、耐震診断及び補強は現時点で不要。	○ 耐震化済
電気	非常用発電機の有無と電力供給先	○ 有(第一庁舎) (非常用照明、一部の非常用電源、消火用ポンプ) × 無し(それ以外の庁舎)	△ 用途限定 ・自家用発電機 (火災発生時の消火栓に給水するためのモーター運転用) ※備考 ・移動式発電機所有 (停電時に流山市平日夜間・休日診療所で診療業務に要する照明器具や測定器等を使用可能にするために所有)	○ 有
	非常用発電機の各部署コンセントへの供給可否	△ 第1庁舎の各フロアの一部に供給可(各フロアに推定4~5か所と少ない) ※ただし、非常用発電機から実際にどの場所に電気が供給されるか、電気設備定期点検時(停電)に確認が必要。	× 供給不可 ※備考 ・移動式発電機所有 (照明器具等の電気製品の使用が可能)	○ 供給可
	エレベーター	△ 第1庁舎エレベーターについては、停電時に一旦その場で停止し、非常用電源により1階に停止する。 第2庁舎エレベーターについては、内蔵のバッテリーにより1階に停止する。 非常用電源によるエレベーターの稼働については、発電機の容量を検討の上、設備の改修が必要となる。	× 地震時には、地震時管制運転装置により最寄階に停止し、安全に避難することができる。ただし、停電時には、エレベーターが緊急停止してしまつたため、保守点検委託者等による復旧作業を要する。	△ エレベーターにはバッテリーが装着してあり、非常時には最寄りの階で停止する。その後の復旧については、メーカーの調整を要する。
	非常用発電機の稼働時間	△ 約9時間(燃料=390リットルタンクの重油がなくなるまで) ・停電時には自動的に非常用発電機に切り替わる。 ・燃料を補充することにより継続運転は可能。 ・燃料は1Fで補充し、発電機のある5Fまでポンプアップする。(ポンプは非常用電源から電気供給が可能) ・燃料の補充に備え、流山市石油商組合と「災害時の燃料の供給に関する協定書」を締結(平成17年8月)	・自家用発電機:約2時間 ・移動式発電機:約17.3時間(エコスロットル作動時)	約33時間
電話	停電時の使用可否(非常用電力の電話への供給有無)	○ 使用可 ・デジタル回線は、電話交換機のバッテリーが切れる2~3時間程度使用可能(電源を使用する一部の電話機は、使用できない場合がある) ・電話交換機はバッテリーからの電気供給のみであり、非常用発電機からは供給されない。	× 使用不可(供給されない)	○ 使用可(非常用発電機の稼働中)
	停電時でも使用できる電話回線(アナログ回線)の有無	○ あり ・災害用の交換機を介さなくても使用できる回線(アナログ)が現在6回線あり。 ※別途MCA無線あり	○ あり(1回線) ※別途MCA無線あり	○ あり(2回線) ※別途MCA無線あり

項目	事項	本庁舎	保健センター	水道局
水	停電時の上水給水の可否。断水時の受水槽や屋上高置水槽の利用可否	○ 第一庁舎 ・非常用発電機が稼働しており、受水槽に水があれば、ポンプを稼働し水道に供給可能。 ○ 第二庁舎 ・第二庁舎も手洗い等の水道は同様に供給可能	○ 可 (高置水槽あり。約3トンがある間のみ供給可能)	○ 可 (非常用発電の稼働中)
	停電時に高置水槽の水の重力による供給可否	× 高置水槽なし	○ 同上	× 不可 (高置水槽設備無し)
トイレ	停電・断水時、トイレに対する受水槽、屋上高置水槽の水の供給可否	○ 第一庁舎可能(非常用発電機が稼働し受水槽に水があれば) △ 第二庁舎は、雨水利用であるが、雨水を供給するためのポンプは非常用電源には繋がっていないため、停電時には不可。停電していなければ、雨水貯留の範囲で可能。	○ 同上 さらに敷地内受水槽(15トン)から人力でくめばそれがある間のみ可能。	× 同上
その他	その他震度6強クラスの地震に遭遇した場合の課題		・ガスの寸断が予想されるため休日夜間診療の運営や、救護活動で発生する可能性のある煮沸消毒等の衛生管理に支障になる場合が考えられる。	施設の被害状況の把握及び管路等の施設への急対応及び管路等の施設の復旧作業に職員が従事するため、限られた業務への対応となる。
課題の整理		第一庁舎以外が弱い。 特に停電時の非常用発電機による電力は、第一庁舎以外ではほとんど使えない。	電気系統が弱い。 非常発電機は消防用に限定されており、必要な電氣量が移動式発電機だけで賄えるか確認が必要。	非常発電稼働終了後の水系統が弱い。 停電時の対応策が必要。

イ 情報システムの継続に関する状況

ここでは、災害時の業務に不可欠な情報システムの現状を整理する。ただし、風水害の場合は、情報システムが使えなくなる可能性は低い。

■情報システムの災害時の対応と課題

システム 種別	住民情報系システム		行政情報系システム			
	住民情報系システム	個別業務システム	内部情報系 ネットワークシステム	外部情報系 ネットワークシステム		
内容	(1) 基幹系システム(住民記録) (2) 基幹系システム(税) (3) 基幹系システム(保険)	(1) 住民基本台帳ネットワーク (2) 戸籍システム (3) 障害者システム (4) 生活保護システム	(1) グループウェアシステム (2) 文書管理システム (3) 資産管理システム (4) 支援情報システム(消防)	(1) 総合行政ネットワークシステム (2) インターネットシステム (3) コンテンツマネージメントシステム(ホームページ) (4) 安心メールシステム		
サーバ 設置場所	システム提供者データセンター	(1)(3)(4)はシステム所管部署事務室 (2)は本庁サーバ室	(1)(2)(3)は本庁サーバ室 (4)はシステム所管部署事務室	(1)は本庁サーバ室 (2)(3)(4)はシステム提供者データセンター		
現状の 防災対策	停電対策	一時的	無停電電源装置	無停電電源装置	無停電電源装置	無停電電源装置
		継続的	自家発電機	自家発電機	自家発電機	自家発電機
	サーバ	建物自体は耐震構造 サーバ設置は免震プレート	建物自体は耐震構造	建物自体は耐震構造	建物自体は耐震構造	
	通信回線	2系統	(1)(3)(4)は1系統 (2)は2系統	1系統	1系統	
	他	復旧用データのバックアップ	復旧用データのバックアップ	(1)(2)のみ復旧用データのバックアップ	(3)(4)のみ復旧用データのバックアップ	
震度6強クラスの地震が起きた場合の復旧日数想定	(1)は電源、サーバ、スイッチ等の復旧に1日 (2)(3)は電源、サーバ、スイッチ等の復旧に2日	電源、サーバ、スイッチ等の復旧に2日	電源、サーバ、スイッチ等の復旧に1日	電源、サーバ、スイッチ等の復旧に1日		

ウ 災害対応時の職員用備蓄品に関する状況

本庁舎では、災害対応時の職員のために、以下の備蓄をしている。

■本庁舎における災害時職員用の備蓄内容

品目	内容	数量
食糧	アルファ米(個食 50 食)	20 箱
	アルファ米(50 食)	28 箱
	クラッカー(70 食)	20 箱
飲料水	ペットボトル(20×6 本)	275 箱
その他	ヘルメット	100 個
	軍手	100 ダース

Ⅲ 非常時優先業務を実施するために必要な 具体的対策

1 業務資源の確保

(1) 人員の確保対策（消防本部を除く）

「Ⅱ 非常時優先業務と人的・物的資源の分析 2 人的・物的資源の分析」で明らかとなり、市内が大規模な災害に遭遇した場合には、多くの時間帯で、現状の職員数だけでは満たせないことが明らかである。

このため人員不足を埋める以下のような方法が必要である。

- ① 所要の職員等を確保する。
- ② 所要職員数を削減する。（業務を効率化する。）
- ③ 止むを得ない場合、相対的に優先度の低い業務の開始時期を遅らす。

ア 所要職員等の確保

上記3つの方法のうち、先ず、追求すべき①について検討した。

(ア)OBの臨時採用

災害発生直後に市職員OBを臨時採用する。採用を速やかに行うため、事前にOBを登録し、採用後の勤務条件（待遇）、採用後の所属部署なども決めておくようにする。

このため、臨時採用するOBの年齢上限や予定される業務を定めた上で、該当する対象者に対して登録を勧誘する案内を送付するほか、今後、退職する職員には退職時に登録を案内する。

(イ)小中学校教職員及び指定管理者からの応援

災害時における避難所運営等に関しては、小中学校教職員が市職員と連携するよう、市教育委員会との間で協議がなされている。

また、公共施設の指定管理者とは、災害時に住民及び帰宅困難者の保護について協定を締結している。

(ウ)他自治体からの応援

災害時応援協定を結んでいる他の自治体との間で、災害の際に必要な（派遣していただく）職種・人数にまで踏み込んだ協定を取り交わすようにする。

(エ)民間事業者の活用

建設関係など専門的な技術・技能が必要な業務で、確実に民間事業者に依頼するものについては、優先的に当該業務に従事していただけるよう、民間業者との間で災害時の応援協定を結ぶようにする。

(オ)ボランティアの活用

災害時に市外のボランティアの受入れがスムーズにできるように、予め体制を確立しておくようにする。なお、ボランティアの事前登録を行うことにより、災害後速やかに人員が確保できるようにする。

(カ)消防団、水防団の応援

大規模な災害時には、本市の職員だけでの対応は難しく、地元の応援が不可欠である。中でも消防団(水防団を兼ねる)の応援は欠かせない。本市では消防団車両にデジタル無線機を配備し、連絡体制の整備を図っている。情報伝達訓練をはじめ非常参集及び災害対応訓練等も積極的に行っていく必要がある。

イ 最小人員で実施すべき業務の絞り込み（外部の応援がない状況下の対応策） 地震

前項において、「① 所要の職員等を確保する」手段について検討したが、現時点においては、その量的可能性を検討することは困難であるため、以下、「② 所要職員数を削減する（業務の効率化する）」手段と、「③ 相対的に優先度の低い業務の開始時期を遅らす」手段について検討する。

※風水害の場合、事前の天気予報などの情報により全員参集しているものとする。

(ア) 地震発生後 1 時間以内

初動期の人員不足を解消するため、非常時優先業務のうち S（1 時間以内に着手）と評価された業務をさらに絞り込み、参集している最小限の人員（約 57 人：流山市直下の地震が休日 12 時に発生した場合の 1 時間以内の消防本部を除いた参集可能者）で確実に実施する 15 業務を選定し、人数も最低限のレベルに調整した。

■地震発生後 1 時間以内に確実に着手する業務

種別	NO	災害対応業務名称	S	A	B1	B2	C1	C2	災害時の担当班			資料参照 NO	
			～1 時間	～3 時間	～12 時間	～1 日	～3 日	～1 週間					
災害対応業務	1	災害対策本部の設置と運営	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	災对本部事務局	全職員		1
	2	地震情報及び被害情報の収集伝達	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	5.0	情報収集班	災对本部事務局	予防消防班 市各班	2
	3	災害広報活動の実施	3.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	秘書広報班			3
	4	医療救護に関する情報の収集・提供	3.0	3.5	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	救護班	警防班		13
	5	医療救護活動	4.0	24.0	40.0	40.0	40.0	40.0	37.5	救護班	警防班		14
	6	園児・児童・生徒の安全確保	4.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	学校教育班	教育庶務班	避難誘導 救援班	20
	7	要配慮者等の安全確保対策	2.0	10.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	避難誘導 救援班	救援庶務班		21
	8	避難と誘導	10.0	100.0	50.0	20.0	10.0	10.0	10.0	避難誘導 救援班			11
	9	指定避難所等の開設・運営	7.0	100.0	250.0	250.0	223.5	210.0	210.0	避難誘導 救援班			12
	10	帰宅困難者 対策	3.0	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	避難誘導 救援班	災对本部事務局		23

通常 業務	11	道路管理者の交通規制措置 及び交通情報の収集・提供	1.0	5.0	10.0	10.0	10.0	5.0	建設庶務 班	道路班		10
	12	地震に伴う水防活動の実施	3.0	10.0	30.0	30.0	30.0	10.0	河川班	災对本部 事務局	消防本部	7
	13	応急給水の実施	4.0	100.0	130.0	175.0	180.0	150.0	水道庶務 班	給水工務 班		17
	14	全庁LAN整備事業	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	行政改革 推進課			1
	15	施設管理事業	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	財産活用 課			2
計			57.0	412.5	597.0	612.0	580.5	508.5	①			

(イ)地震発生後1時間以降

地震時の首都圏の混乱を考えると、発災1時間以降も外部の応援が見込めない状況も想定し、参集した当市の職員だけで、必須業務に人員を配分する必要がある。引き続きここでは参集状況が最も悪いレベル（休日12時発災相当）を想定し、発災1時間以降に対応すべき業務とそこに配分する職員数を、災害対応業務と通常業務に分けて記載する。

■災害対応業務の絞り込みと職員配分(地震発生後1時間以降に着手する業務)

	災害対応業務名称	S	A	B1	B2	C1	C2	災害時の担当班			資料参 照 NO
		~1 時間	~3 時間	~12 時間	~1日	~3日	~ 1週間				
1	他市町村、県及び国への 応援要請		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	災对本部 事務局	予防消防 班		28
2	県や国の対策本部との 連携		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	災对本部 事務局	全職員		24
3	民間団体等への応援 要請		1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	災对本部 事務局			29
4	自衛隊の派遣要請		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	災对本部 事務局			30
5	災害救助法の適用手 続き				1.0	1.0	1.0	災对本部 事務局	救援庶務 班	各班	44
6	被災者台帳の作成					1.0	2.5	防災危機 管理課	税制課	市民税課	52
								資産税課			
7	罹災証明書の交付					1.0	2.5	防災危機 管理課	予防課	税制課	53
								市民税課	資産税課		
8	災害広聴活動の実施			5.0	5.0	10.0	10.0	秘書広報 班	災对本部 事務局		33
9	ボランティア協力計画 の実施		1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	災对本部 事務局	救援庶務 班	都市計画 班	32
								秘書広報 班	避難誘導 救援班	救護班	
10	応援受入体制の確保			3.5	4.0	4.0	4.0	災对本部 事務局	予防消防 班		37
11	医療ボランティアの活 用		2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	救護班	警防班		15
12	助産活動の実施		2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	救護班	警防班		16
13	水道事業体等の相互 応援		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	水道庶務 班	給水工務 班		18
14	応急防疫活動の実施				6.0	6.0	6.0	防疫衛生 班	救護班		45
15	広域一時滞在に関する 支援			0.5	1.0	2.0	2.0	避難誘導 救援班			34
16	避難所外被災者への 対応			0.5	0.5	0.5	0.5	避難誘導 救援班			35
17	外国人の安全確保		0.5	0.5	0.5	1.0	2.0	秘書広報 班	避難誘導 救援班		22
18	被災者の健康管理		3.0	10.0	10.0	10.0	10.0	救護班	庁内の PSW(精 神保健福 祉士)		25

	災害対応業務名称	S	A	B1	B2	C1	C2	災害時の担当班			資料参照 NO
		～1 時間	～3 時 間	～12 時間	～1日	～3日	～ 1週間				
19	精神保健、カウンセリングの実施					2.0	3.0	救護班	庁内の PSW		48
20	死体の搜索処理等						1.0	防疫衛生班	警防班	避難誘導 救援班	55
21	食糧の配布		5.0	20.0	20.0	20.0	20.0	物資輸送班			26
22	生活必需品等の配布			15.0	15.0	20.0	20.0	物資輸送班	災対本部 事務局		36
23	緊急輸送		0.5	4.0	5.0	5.5	6.0	物資輸送班	財務会計 班	災対本部 事務局	27
24	し尿処理の実施			2.0	2.0	2.0	2.0	防疫衛生班			43
25	緊急輸送道路の確保		10.0	15.0	15.0	15.0	13.0	建設庶務班	道路班		9
26	道路・橋梁の応急復旧			45.0	37.0	20.0	20.0	道路班			38
27	その他公共施設の応急復旧			2.0	3.0	6.0	6.0	建設庶務班	河川班	物資輸送班	39
28	障害物の除去		6.0	10.0	10.0	10.0	10.0	建設部各班	防疫衛生班		31
29	ライフライン施設等の応急対策		15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	給水工務班	秘書広報班	災対本部 事務局	19
30	廃棄物処理			2.0	2.0	2.0	2.0	防疫衛生班			41
31	ごみ処理の実施			2.0	2.0	2.0	2.0	防疫衛生班			42
32	被災建築物の応急危険度判定					20.0	50.0	都市計画班			46
33	被災宅地危険度判定				4.0	4.0	4.0	都市計画班			47
34	公的住宅等の提供			1.0	1.0	1.0	1.0	都市計画班			40
35	応急仮設住宅の建設					2.0	3.0	都市計画班			51
36	動物対策						1.0	防疫衛生班			56
37	応急教育の実施					1.0	3.0	学校教育班	教育庶務班		49
38	給食の応急対応					1.0	3.0	教育庶務班			50
災害対応業務小計		0.0	49.0	166.0	172.0	199.0	239.5	②			

■通常業務の絞り込みと職員配分(地震発生後1時間以降に着手する業務)

NO	通常業務名称	S	A	B1	B2	C1	C2	担当組織		資料参照NO
		~1時間	~3時間	~12時間	~1日	~3日	~1週間	部	課	
1	住民基本台帳事務管理事業 住民基本台帳ネットワーク事業 戸籍事務管理事業		4.0	4.0	4.0	12.0	12.0	市民生活部	市民課	3
2	防災行政無線維持管理事業		1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	市民生活部	防災危機管理課	4
3	浄水場の運転・維持管理事業		2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	上下水道局	水道工務課	15
4	漏水等防止事業		5.0	6.0	6.0	6.0	6.0	上下水道局	水道工務課	16
5	赤十字に関する業務		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	健康福祉部	社会福祉課	17
6	し尿処理施設維持管理事業			1.0	1.0	1.0	1.0	環境部	クリーンセンター	22
7	し尿収集委託事業			1.0	1.0	1.0	1.0	環境部	クリーンセンター	23
8	ごみ処理施設管理事業			5.0	5.0	5.0	5.0	環境部	クリーンセンター	8
9	ごみ収集事業			4.0	4.0	4.0	5.0	環境部	クリーンセンター	25
10	ごみ最終処理処分事業			4.0	4.0	4.0	4.0	環境部	クリーンセンター	27
11	議会運営事務事業					6.0	9.0		議会事務局	32
通常業務人数小計		0.0	13.0	31.0	31.0	45.0	49.0	③		

※備考：3、6～10の各業務は、災害発生当初の間は業務再開に向けた準備を実施

■配分人数の集計と参集職員想定との対照

	S	A	B1	B2	C1	C2	
	~1時間	~3時間	~12時間	~1日	~3日	~1週間	
1時間以内に着手する業務の 配分人数推移	57	413	597	612	581	509	①
1時間以降に着手する業務の 配分人数推移	0	62	197	203	244	289	②+③
配分人数合計	57	475	794	815	825	797	①+②+③
参集職員数想定※	57	497	799	817	832	832	※休日12時発災レベルの参集状況を想定

注：表中の数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、そのまま加算すると、表中の合計と微小な誤差が生じる場合がある。

(ウ)その他の対応策

上記で示した業務と人数だけでは非常時優先業務のすべてをカバーしているわけではないため、災対本部ではその時点で実際に参集した職員数を随時把握し、本計画に記載した業務の優先度を参考にしながら、どの業務に何人の職員を割くのか、全庁的に調整を図るとともに、別途外部の応援がどの程度必要なのかといった、現状対応能力を踏まえた人員配置の適正化を行う。この場合には、Ⅲ-1-(1)アで示した外部の人員も活用して不足する人員の解消に努める。

(2) 施設機能の維持・継続対策

災害発生後、ライフラインが寸断された場合の施設機能の維持・継続対策を以下に示す。

風水害の場合は、非常時優先業務の実施において重要となるクリーンセンターの機能が停止しないよう、浸水防止対策を行うとともに、万が一浸水し機能しなくなった場合に備え、被災時のゴミ処理等に関する、近隣自治体との業務支援協定を結んでおくようにする。

また避難所に備えられている防災備蓄倉庫については、浸水が予想される状況となった場合は、速やかに浸水想定外の区域に移送する。

ア ライフライン・資機材等の非常時対策

	共通	本庁舎	保健センター	水道局
電気	<ul style="list-style-type: none"> できるだけ電気を使用しないで非常時優先業務に対応する。(例:紙ベースでのデータ保管、手書きによる書類の交付 等) 電気の使用が不可避な場合、使用する機器を最低限の台数で共同使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電からの電気が得られるコンセントの位置とそこで使用可能な電気の容量を確認し、各コンセントで使う機器を予め設定する。 災対本部における各部・各班の配置とそこで使用する電気の使用量を確認する。 本庁舎の場合、電気を使う業務は、基本的に第一庁舎でしかできないため、停電時の第二・第三庁舎での業務対応の方法を確立する。 非常用発電機の3日間(72時間)の稼働を確保する。すなわち、軽油400リットル1回の補給を確実にする。 本庁舎においては、第二・第三庁舎での非常用電源の供給(発電機の増設等)を確保する。 第一庁舎では非常用電源の能力範囲で、非常用コンセントを増設する。 第一庁舎のエレベーター1台に非常用電源から電気を供給し、停電時でも稼働できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 発電機を消防ポンプ以外の用途にも使えるように、能力の高いものに更新する。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電時も非常用発電機で業務継続が可能であるが、停電が長期にわたった場合は、燃料を確保する必要がある。
電話	<ul style="list-style-type: none"> MCA無線機、庁内放送、メール等、電話以外の通信手段を活用する。 電話に頼らない体制を検討する。(例:徒歩や自転車を使用した情報連絡 等) 携帯電話、スマートフォンの手動充電器を各課に1台配備する。 停電に左右されない電話回線を増設する。 公衆電話を増設する。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電に左右されない電話(本庁舎内に現状で4回線)を特に災害対策本部で活用する。 電話が全く使用できない場合に備えて、MCA無線による連絡の訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 停電に左右されない電話(現状1回線)を増設する。 電話が全く使用できない場合に備えて、MCA無線による連絡の訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 電話が全く使用できない場合に備えて、MCA無線による連絡の訓練を行う。

	共通	本庁舎	保健センター	水道局
水	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水を1日3リットル×3日間×職員数分備蓄する。(受水槽の水を飲料水以外に使う) ・浄水装置を確保する 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機が停止した(ポンプが停止した)、あるいは受水槽の水も使い切った場合の水を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機が停止した(ポンプが停止した)、あるいは受水槽の水も使い切った場合の水を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機により対策済
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・水の不足(断水)と下水管の損傷を想定し、汚物を薬品で処理する携帯用トイレを購入する(又は災害時にすぐに確保できるようにしておく) ・仮設トイレを優先的に確保できるようにレンタル業者と事前に協定を結ぶ。 ・マンホールトイレを確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二庁舎の雨水利用トイレが停電時でも使えるようにする。(非常電源を確保しポンプを稼働させる) ・非常用発電機が停止した(ポンプが停止した)、あるいは受水槽の水も使い切った場合の水を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機が停止した(ポンプが停止した)、あるいは受水槽の水も使い切った場合の水を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
パソコン、コピー機	<ul style="list-style-type: none"> ・大地震の初動期(停電時)に非常用発電機で業務を行うために、使用するコピー機(プリンター)、パソコンの台数を最低限に絞り込む(使用電力が非常用電源の能力を超えない範囲) ・OA機器そのものが故障することも想定し、早期復旧できるように、平常時からメンテナンス業者と災害時の技術者の早期派遣について確認し、必要な場合には協定を締結する。 ・省電力の機器を購入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左
その他資機材	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外、個別の業務の実施に不可欠な資機材で災害時の入手が困難になりそうなものを見極め、事前に備蓄しておく。(又は優先的に供給が受けられるよう業者と協定を結ぶ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

イ 情報通信システム対策

本市の情報システムは、住民情報を中心として扱う住民情報系のシステム、市内部の事務管理やインターネットを扱う行政情報系のシステムに分かれている。仮に震度6強以上の地震に遭遇した場合、現状で、電源、サーバ、スイッチ等の復旧に1日～2日を要すると考えられるため、以下の対策が必要である。

	住民情報系システム		行政情報系システム	
	住民情報系システム	個別業務システム	内部情報系ネットワークシステム	外部情報系ネットワークシステム
内容	(1)基幹系システム(住民記録) (2)基幹系システム(税) (3)基幹系システム(保険)	(1)住民基本台帳ネットワーク (2)戸籍システム (3)障害者システム (4)生活保護システム	(1)グループウェアシステム (2)文書管理システム (3)資産管理システム (4)支援情報システム(消防)	(1)総合行政ネットワークシステム (2)インターネットシステム (3)コンテンツマネジメントシステム(ホームページ) (4)安心メールシステム
サーバ設置場所	システム提供者データセンター	(1)(3)(4)はシステム所管部署事務室 (2)は本庁サーバ室	(1)(2)(3)は本庁サーバ室 (4)はシステム所管部署事務室	(1)は本庁サーバ室 (2)(3)(4)はシステム提供者データセンター
停電	自家発電あり	本庁内の非常用自家発電装置の継続性確保(燃料の継続供給)	本庁内に設置しているものについて、非常用自家発電装置の継続性確保(燃料の継続供給)	同左
サーバ	免震プレート上にあり	本庁内設置サーバの転倒防止対策を行う	同左	同左
通信回線	2系統あり	(1)(3)(4)が1系統のためバックアップ回線必要	1系統のためバックアップ回線必要	同左
データ	必要データについては、バックアップあり	同左	同左	同左
その他事業継続対策	停電時も含めた業務の継続性(早期復旧能力)をさらに高めるには、 <ul style="list-style-type: none"> ・製品や部品の調達等外部事業者との業務継続に関する取り決め ・不測時における行動手順やマニュアルの整備 ・不測時を想定した訓練等が必要となる。 			

(3) 消防本部の人員確保対策 **地震**

本市の現有する消防力だけでの対応は難しいことから、被害状況に応じて速やかに千葉県消防広域応援隊¹⁷及び緊急消防援助隊¹⁸への応援要請を図る。しかしながら、流山市直下で地震が発生した場合には、県内・近県も震度6クラスの揺れが想定され、各々での地元対応がある場合には、本市への到達に相当の時間が掛かることが考えられる。この場合には、最も人手が足りない災害直後の時間帯には、地元の応援が不可欠であり、中でも消防団及び消防協力隊の応援は欠かせない。東日本大震災発生時の被災地では、消防団からの無線情報が有効であったことから、本市でも消防団車両にデジタル無線機を配備し、連絡体制の整備を図っている。震災時の消防団行動マニュアルを基に、情報伝達訓練をはじめ非常参集及び災害対応訓練等も積極的に行っていく必要がある。

※風水害の場合、事前の天気予報などの情報により全員参集しているものとする。

(4) 災害時における職員の健康対策

災害時は、ライフラインが途絶し、食糧・飲料水の入手もままならないなど厳しい環境の中で、職員は帰宅せずに業務に従事しなければならない。このため、職員が健康を損なうことなく、業務に従事できる環境を整える必要がある。

(ア)食糧・飲料水

職員は、想定するような災害の発生後は、職務を遂行しながら、自分自身と家族の食糧や飲料水を確保することは極めて困難である。一方、市は、市民に対して3日分を基準とする食糧と飲料水を備蓄するよう働き掛けているところであり、職員は、同程度又はそれ以上の食糧と飲料水等、自分自身が必要とするものを勤務場所に、家族が必要とするものを家庭等に備蓄するものとする。

しかしながら、勤務場所の被災状況や職員の任務によっては、職員が備蓄した食糧や飲料水を摂ることが困難となることも予想されるため、市は、緊急用として、職員数×1日相当の食糧と飲料水を備蓄する。

(イ)健康管理

避難所での対応等、現場で業務が常に発生し、休憩時間の確保が困難な業務は、職員個々の勤務時間が長時間に及ばないように、交替者を派遣して休憩を取らせる。特に災害対応業務の長期化が予想される場合は、勤務のシフト制（交代制）を導入する。

(ウ)睡眠確保

帰宅せず業務に当たる職員の睡眠場所の確保は、健康管理上重要である。災害発生後速や

¹⁷ 千葉県消防広域応援隊とは、千葉縣市町村において大規模災害又は特殊災害の発生によって、各市町村の地域を越えて広域的な消防部隊の応援を行う必要が生じた場合において、各市町村から派遣される部隊をいう。

¹⁸ 緊急援助隊とは、国内における大規模災害又は特殊災害が発生した市町村の属する都道府県内の消防力をもってしてこれに対処できない場合に際し、消防庁長官の求めに応じ、又は指示に基づき当該市町村の消防の応援等を行うことを任務としている隊である。

かに職員用睡眠場所が確保できるよう、予め本庁舎他各施設内で、場所を選定する。あわせて、毛布等の必要物資を事前に確保する。

(I)精神衛生対策（メンタルヘルス）

職員自身が被災したり、経験したことのない災害時特有の業務が急激に増加することにより、精神的負荷が増大し、業務に従事できなくなる可能性がある。そうした職員の発生を避けるため、カウンセリングが常時受けられるような場所を設置する。各部署の責任者は、職員の精神衛生状態に注意し、少しでも不具合を発見した場合は、カウンセリングを受けさせる。職員は互いにメンタル面に注意を図り、早期発見に協力する。

(5) 被災職員及び家族に対する支援

職員及びその家族も一般市民と同様に被害を受ける可能性があるが、職員は被災しても職務を優先しなければならないため、そうした職員とその家族に対する支援を行う。

2 災害発生時の緊急対応（災害対策本部の実施内容）

■非常時優先業務の確実な実施のための対応手順

災害対策本部事務局	各部・班(各職員)
①災害対策本部事務局要員は、登庁し次第、市内の被災状況の把握に努めるとともに、災害対策本部会議の開催を準備する。	①参集した職員は、災害対策本部室の参集人員掌握表に参集時間を記録する。
②災害対策本部事務局要員は、常に参集状況を把握しつつ、参集してきた職員に当初の任務を付与する。	②事務局から付与された当初の任務にもとづき行動する。
③本計画に基づき、非常時優先業務の実施に必要な対策案を作成し、災害対策本部会議に提示する。	③災害対策本部の決定に基づき、所要の業務を実施する。

3 本計画の推進

平常時から、次により本計画を着実に推進する。

- ① 災害時における所要人員確保と施設等整備の施策を推進し、人的・物的災害対応能力を強化する。

- ② 流山市職員防災行動マニュアル（平成 15 年度）を修正する。
また、各組織、施設等毎の災害対応を具体化した計画を作成するとともに、特に初動時を重視して、各職員の行動等を定めた「災害時職員初動マニュアル」を必要に応じて修正する。

- ③ 本計画、特に「大規模災害時流山市職員初動指針」に即した職員の意識改革を推進しつつ、本計画及び防災計画並びに関係する各種計画・マニュアルに基づく災害対策本部及び同各部・各班の訓練を実施する。
この訓練は、手順の確認的なものではなく、実際の被災時の状況（ライフラインの途絶、職員の参集困難等）を前提にした、リアリティの高い訓練とする。この訓練では、参加者にシナリオを事前に知らせず、時々刻々と困難な状況を付与しながら、非常時優先業務実施上の課題を確認する。

IV 資料

資料1 職員参集状況算定の前提 **地震**

(1) 算定ケース

- ・職員の参集状況は、発生する地震や曜日・時間帯で大きく異なると考えられる。発生する地震の震度が職員の居住地で大きくなれば、職員の自宅や家族が被災する可能性が高まり、また休日や閉庁後であれば、外出・帰宅中の職員が多くなるため、何れも参集に時間がかかる可能性が高まる。このため、本計画では、Iの5「(1)想定地震」で示した2つの地震について、それぞれ「平日12時」「平日18時」「休日12時」の3ケースを検討した。

(2) 参集率の算出対象職員とその内訳

- ・発災時に職員がそれぞれの勤務先に参集することを前提に、地震発生時の参集率を算出した。対象とした職員は、平成24年4月20日現在の正職員及び再任用のフルタイム職員、計1,013名である（ただし、外部派遣中の職員は除く）。
対象職員の内訳を、勤務先（本庁舎と本庁舎以外、消防本部）及び自宅から勤務先までの距離別に整理したのが次表である。

■参集率算出対象職員の構成

勤務先	居住地		流山市外				計 (上段:人)
	流山市内		～10kmまで	～25kmまで	～45kmまで	45km超	
本庁舎	279		149	71	14	1	514
	54.3%		29.0%	13.8%	2.7%	0.2%	100.0%
本庁舎以外 (消防本部除く)	163		106	46	5	1	321
	50.8%		33.0%	14.3%	1.6%	0.3%	100.0%
上記小計	442		255	117	19	2	835
	52.9%		30.5%	14.0%	2.3%	0.2%	100.0%
消防本部	108		51	17	2	0	178
	60.7%		28.7%	9.6%	1.1%	0.0%	100.0%
計	550		306	134	21	2	1013
	54.3%		30.2%	13.2%	2.1%	0.2%	100.0%

(3) 算出方法

今回の参集率の算定に際しては、以下のデータを活用した。

- ・職員の居住地位置情報（ただし〇〇市〇〇町レベルまで）及び勤務先位置情報
- ・職員を対象としたアンケート（平成24年6月～7月に計3回実施。回答は任意。通勤手段、地震被災時の行動パターン、休日の外出先、平日18時の状態等を尋ね、参集の困難度を想定するもの）
- ・平成24年度の地域防災計画修正に伴う基礎調査（被害想定等）

なお、算出方法は次のとおりである。

①参集時の通行距離

- ・各職員の勤務先と職員居住地の直線距離を計測したうえで、『都政のBCP（東京都事業継続計画）<地震災害編>』を参考に、実質的な通行距離＝直線距離×1.5とした。

②参集時間の計算式

- ・職員の参集時間は、次の式により計算した。

$$T = L / V + M$$

T：到達時間（h）

L：通行距離（km）

V：参集速度（km/h）※1

M：出発までの時間（h）※2

※1：参集手段は、地震直後の道路の通行困難や混雑を勘案し、徒歩、バイク、自転車によるものとし、その利用状況を想定するために、職員アンケートから、自宅の位置カテゴリー別に自転車やバイクでほぼ確実に参集できる職員の比率を求め、それ以外の職員は徒歩により参集することと仮定し、それぞれの手段の時速を、平常時よりもやや遅めに設定した上で（徒歩 3k m/h、自転車 10k m/h、バイク 20 k m/h）、各カテゴリーの平均参集時速を求めたところ、下記のとおりとなった。

■平均参集速度の想定

通勤手段 自宅の位置	平均参集速度 (km/h)
流山市内	3.61
流山～10km	3.33
流山～25km	3.07
流山～45km	3.00
流山～45km超	3.00

※2 今回想定している地震が、何れも、職員の居住地の大半で、震度6強以上となるものであることから、地震発生直後から出発までの準備や家族の安否確認等の時間を考慮し、一律0.5hを加えた。

③参集困難な職員の割合

- ・今回の参集状況の算定は、基本的に次の考え方に基づく。

参集状況＝【上記の算定式（ $T=L/V+M$ ）に基づく時系列での参集職員数】

－ 【各時系列時点において想定される参集困難な職員数】

- ・地震時に参集困難となる要因として、以下の条件を考慮した。特に、自宅や家族の被害については、各居住地における震度のおおよその想定から、被災可能性を検討すると同時に、「大規模災害時流山市職員初動指針（地震の場合）」（P.9）から被災した職員の休

む日数等を想定した。

- ・また、休日 12 時点での外出先の距離と地震遭遇後の行動パターン（勤務先に直行するか／自宅に戻るか等）、平日 18 時の居場所（例：在庁率等）と地震遭遇後の行動パターンについても、職員アンケートの結果を参集状況の想定に反映した。

④想定する地震の震度との関係について

- ・流山市直下の活断層による地震M7.3 については、仮に流山市役所の直下が震源となった場合での流山市からの距離別の震度の減衰を考慮し、本市から各職員の自宅までの距離と対照させることで、③で示した各条件の被災確率を距離別に数段階に変化させた。
- ・東京湾北部地震M7.3 の場合は、震源が流山市直下ではないために、本市からの同心円状の震度の減衰を想定することが困難であるため、内閣府が作成した東京湾北部地震M7.3 の震度分布に基づいて、各県単位で想定震度を設定し、各職員の居住地との対照を行った。

(2) 東京湾北部地震 (M7.3) の場合

■東京湾北部地震(M7.3)の職員参集状況(地震発生:平日12時)

	対象人数	参集率																					
		0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
本庁	東京都区部	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	千葉県、埼玉県、神奈川県	481	481	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480	481	481	481	481	481	481
	茨城県	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	人数	514	514	513	513	513	513	513	513	513	513	513	513	513	513	513	514	514	514	514	514	514	514
	参集率		100%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
本庁以外	東京都区部	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	千葉県、埼玉県、神奈川県	303	303	302	302	302	302	302	302	302	302	302	302	302	302	302	303	303	303	303	303	303	303
	茨城県	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	人数	321	321	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319	321	321	321	321	321	321	321
	参集率		100%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
市合計	東京都区部	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	千葉県、埼玉県、神奈川県	784	784	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	782	783	783	783	783	783	783	783
	茨城県	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
	人数	835	835	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	832	834	834	834	834	834	834	834
	参集率		100%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

■東京湾北部地震(M7.3)の職員参集状況(地震発生:平日18時)

	対象人数	参集率																					
		0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
本庁	東京都区部	12	6	6	6	6	6	6	6	7	8	9	11	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	千葉県、埼玉県、神奈川県	481	234	233	262	326	388	434	451	456	460	467	468	469	472	472	478	480	481	481	481	481	481
	茨城県	21	10	10	10	10	10	10	10	10	12	14	16	17	17	17	21	21	21	21	21	21	21
	人数	514	250	249	278	342	404	450	468	473	480	490	494	497	500	501	511	513	514	514	514	514	514
	参集率		48.6%	48.4%	54.2%	66.5%	78.6%	87.5%	91.0%	92.0%	93.4%	95.3%	96.0%	96.6%	97.3%	97.5%	99.4%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
本庁以外	東京都区部	8	2	2	2	2	2	2	2	4	5	6	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	千葉県、埼玉県、神奈川県	303	91	91	104	161	228	258	278	281	288	292	295	298	298	299	302	303	303	303	303	303	303
	茨城県	10	3	3	3	3	3	4	5	6	7	8	8	8	8	9	10	10	10	10	10	10	10
	人数	321	97	96	109	166	233	264	284	289	297	304	308	313	314	315	320	321	321	321	321	321	321
	参集率		30.1%	30.0%	34.1%	51.8%	72.6%	82.2%	88.5%	90.0%	92.6%	94.6%	95.9%	97.4%	97.8%	98.0%	99.6%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
市合計	東京都区部	20	8	8	8	8	8	9	9	11	14	15	18	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	千葉県、埼玉県、神奈川県	784	325	324	366	487	616	692	729	738	748	759	763	767	770	771	781	783	783	783	783	783	783
	茨城県	31	13	13	13	13	13	14	15	18	20	24	25	25	25	30	31	31	31	31	31	31	31
	人数	835	346	345	388	508	637	714	752	762	777	794	801	809	814	816	831	834	834	834	834	834	834
	参集率		41.5%	41.3%	46.4%	60.8%	76.3%	85.5%	90.0%	91.3%	93.1%	95.0%	96.0%	96.9%	97.5%	97.7%	99.5%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

■東京湾北部地震(M7.3)の職員参集状況(地震発生:休日昼12時)

	対象人数	参集率																					
		0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
本庁	東京都区部	12	0	0	0	0	0	0	1	1	4	7	7	10	11	12	12	12	12	12	12	12	12
	千葉県、埼玉県、神奈川県	481	0	0	39	110	303	392	428	436	444	457	459	461	466	467	479	481	481	481	481	481	481
	茨城県	21	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	7	7	8	8	12	21	21	21	21	21	21
	人数	514	0	0	39	110	303	392	427	437	450	468	473	478	485	487	503	514	514	514	514	514	514
	参集率		0.0%	0.0%	7.6%	21.3%	59.0%	76.3%	83.0%	85.1%	87.5%	91.0%	92.0%	93.1%	94.3%	94.7%	97.8%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
本庁以外	東京都区部	8	0	0	0	0	0	0	0	2	4	5	7	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	千葉県、埼玉県、神奈川県	303	8	8	20	66	199	241	268	273	282	288	292	296	297	298	302	303	303	303	303	303	303
	茨城県	10	0	0	0	0	0	0	1	2	3	4	4	4	4	5	10	10	10	10	10	10	10
	人数	321	9	9	20	66	199	242	270	275	287	295	300	307	309	310	316	321	321	321	321	321	321
	参集率		2.8%	2.8%	6.3%	20.6%	62.0%	75.3%	84.0%	85.8%	89.3%	91.9%	93.6%	95.5%	96.1%	96.4%	98.3%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
市合計	東京都区部	20	0	0	0	0	0	1	1	6	11	12	17	19	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	千葉県、埼玉県、神奈川県	784	8	8	59	175	502	634	695	709	726	745	751	757	763	765	781	783	783	783	783	783	783
	茨城県	31	0	0	0	0	0	0	1	2	4	7	10	11	12	12	17	31	31	31	31	31	31
	人数	835	9	9	59	176	503	634	696	713	736	763	773	785	793	796	818	834	834	834	834	834	834
	参集率		1.1%	1.1%	7.1%	21.1%	60.2%	75.9%	83.4%	85.3%	88.2%	91.4%	92.6%	94.0%	95.0%	95.4%	98.0%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

注:表中の数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、そのまま加算すると、表中の合計と微小な誤差が生じる場合がある。

資料3 参集状況の想定結果(2): 消防本部 **地震**

(1) 流山市直下を震源とする地震(M7.3)の場合

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の消防職員参集状況(地震発生:平日12時)

		対象人数	0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
消防本部	流山市内	108	44	43	50	79	99	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
	流山~10km	51	21	20	20	28	34	44	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	流山~25km	17	7	7	7	7	7	7	7	9	10	12	14	15	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
	流山~45km	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	流山~45km超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	178	72	71	78	115	141	158	165	167	168	170	172	173	174	174	176	177	177	177	177	177	177	177
参集率		40%	40.0%	43.6%	64.5%	79.3%	88.9%	92.6%	93.6%	94.2%	95.6%	96.6%	97.2%	97.9%	97.9%	98.9%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の消防職員参集状況(地震発生:平日18時)

		対象人数	0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
消防本部	流山市内	108	27	26	34	72	98	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
	流山~10km	51	13	13	13	22	30	42	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	流山~25km	17	4	4	4	4	4	4	4	6	8	11	13	15	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
	流山~45km	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2
	流山~45km超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	178	44	44	52	99	132	154	162	164	166	169	171	172	174	174	176	177	177	177	177	177	177	177
参集率		24.7%	24.5%	29.0%	55.4%	74.1%	86.3%	90.9%	92.2%	93.0%	94.7%	96.0%	96.8%	97.7%	97.7%	98.9%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の消防職員参集状況(地震発生:休日昼12時)

		対象人数	0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
消防本部	流山市内	108	27	26	31	72	98	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107	107
	流山~10km	51	13	13	13	18	30	42	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
	流山~25km	17	4	4	4	4	4	4	4	5	8	11	13	15	16	16	17	17	17	17	17	17	17	17
	流山~45km	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2
	流山~45km超	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人数	178	44	44	48	94	132	154	162	163	166	169	171	172	174	174	175	177	177	177	177	177	177	177
参集率		24.7%	24.5%	27.0%	53.0%	74.1%	86.3%	90.9%	91.5%	93.0%	94.7%	96.0%	96.8%	97.7%	97.7%	98.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	

(2) 東京湾北部地震(M7.3)の場合

■東京湾北部地震(M7.3)の消防職員参集状況(地震発生:平日12時)

		対象人数	0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
消防本部	東京都区部	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	千葉県、埼玉県、神奈川県	169	68	68	75	112	139	156	162	164	165	167	167	168	168	168	168	169	169	169	169	169	169	169
	茨城県	7	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	5	5	5	7	7	7	7	7	7	7	7
	人数	178	72	72	78	116	142	159	166	168	169	171	173	174	175	175	177	178	178	178	178	178	178	178
	参集率		40%	40.3%	43.9%	64.9%	79.9%	89.5%	93.2%	94.2%	94.9%	96.2%	97.2%	97.9%	98.5%	98.5%	99.5%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

■東京湾北部地震(M7.3)の消防職員参集状況(地震発生:平日18時)

		対象人数	0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
消防本部	東京都区部	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	千葉県、埼玉県、神奈川県	169	42	42	50	97	131	152	161	163	164	167	167	167	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168
	茨城県	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4	5	5	7	7	7	7	7	7	7	7
	人数	178	44	44	52	99	133	155	163	165	167	170	172	173	175	175	177	177	177	177	177	177	177	177
	参集率		24.7%	24.6%	29.2%	55.8%	74.7%	86.9%	91.5%	92.8%	93.6%	95.3%	96.6%	97.4%	98.3%	98.3%	99.5%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.7%

■東京湾北部地震(M7.3)の消防職員参集状況(地震発生:休日昼12時)

		対象人数	0h	0.5h	1h	2h	3h	4h	5h	6h	7h	8h	9h	10h	11h	12h	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
消防本部	東京都区部	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	千葉県、埼玉県、神奈川県	169	42	42	46	74	131	153	161	163	165	167	167	168	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169
	茨城県	7	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	5	7	7	7	7	7	7	7
	人数	178	44	44	49	76	133	155	163	166	167	170	172	173	174	174	175	178	178	178	178	178	178	178
	参集率		24.7%	24.7%	27.4%	42.7%	74.9%	87.1%	91.8%	93.1%	93.9%	95.6%	96.5%	97.1%	97.8%	97.8%	98.5%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%

注: 表中の数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、そのまま加算すると、表中の合計と微少な誤差が生じる場合がある。

資料4 災害対応業務の着手目標時間と必要人員数

次表は、非常時優先業務のうち、「災害対応業務」について、各課が回答した着手目標時間とその後の必要人員数の推移を示したものである。業務を実施する時間帯はグレーに色塗りをし、その中に表示した数字が必要人員数である。必要人員数は、災害時に想定される業務量をベースにしたもので、担当する各班(各課)の実際の職員数を超えている場合がある。着手目標時間、必要人員数は何れも、災害時の担当班が記入したものである。

【地震の場合】

必要人員数は、流山市直下の地震のほうが東京湾北部地震よりも多くなるため、ここでは前者の場合を表中に記載した。ただし、着手目標時間は、両地震で共通である。

※記載した必要人数は、流山市直下の地震を想定した場合である。

	災害対応業務名称 (地震)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班		
			S	A	B1	B2	C1	C2			
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間			
1	災害対策本部の設置と運営	・災対本部の設置、開設連絡、運営、会議実施 ・被災状況、応急活動状況等に関する情報の収集、分析 ・防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請 ・職員の増強、健康管理及び給食等	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	災対本部事務局	全職員	
2	地震情報及び被害情報の収集伝達	・地震情報の収集、伝達 ・異常現象発見者の通報義務 ・災害情報の収集・伝達に使用する通信施設 ・被害情報の収集、分析 ・防災関係機関との連携 ・被災者、世帯の確認 ・報告の実施	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	5.0	情報収集班	災対本部事務局	予防消防班市各班
3	災害広報活動の実施	・災害広報活動の実施 ・緊急広報(広報車による広報を含む)、一般広報、要配慮者への広報 ・報道機関への対応、広報資料の作成	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	秘書広報班		
4	消防機関による活動の実施	・火災出動 ・火災防ぎよ	954.0	954.0	954.0	954.0	954.0	106.0	消防本部		
5	災害に関する応援要請	・大規模な災害等で、自力での活動では対応できない場合に、速やかに他市の消防本部に応援を要請	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	消防本部		
6	救急・救助活動の実施	・救急・救助隊の出動 ・情報収集、伝達 ・現場活動 ・行方不明者の捜索	348.0	348.0	348.0	348.0	348.0	348.0	警防班		

	災害対応業務名称 (地震)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班		
			S	A	B1	B2	C1	C2			
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間			
7	地震に伴う水防活動の実施	・被害あるいは変状についての調査 ・応急対策・応急復旧 ・避難	57.0	57.0	57.0	57.0	57.0	10.0	河川班	災対本部事務局	消防本部
8	危険物に関する応急対策の実施	・地震発生時の初動 ・危険物流出対策 ・石油類危険物施設、高圧ガス及び火薬類取扱施設等、毒・劇物取扱施設等の安全確保 ・危険物等輸送車両等の応急対策	12.0	12.0	12.0	12.0	6.0	6.0	警防班	予防消防班	
9	緊急輸送道路の確保	・緊急輸送道路の確保、応急復旧 ・放置車両対策	16.0	16.0	17.0	17.0	18.0	13.0	建設庶務班	道路班	
10	道路管理者の交通規制措置及び交通情報の収集・提供	・緊急交通路の交通規制 ・区間指定による交通規制 ・自動車、オートバイその他の機動力活用 ・警察本部による隣接市町村、隣接都県及び警察庁との連携による交通情報収集 ・交通規制等の交通情報の提供(県及び警察を通じて)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	5.0	建設庶務班	道路班	
11	避難と誘導	・避難誘導 ・住民の避難対応 ・住民の安否確認 ・来訪者・入所者等の避難	140.0	140.0	50.0	20.0	10.0	10.0	避難誘導救援班		
12	指定避難所等の開設・運営	・指定避難所の開設、点検 ・福祉避難所、臨時の避難所 ・避難所開設の公示及び報告 ・避難者の登録 ・避難所運営組織の設置、運営業務 ・指定避難所における良好な生活環境の保持	70.0	140.0	280.0	280.0	280.0	210.0	避難誘導救援班		
13	医療救護に関する情報の収集・提供	・消防本部及び流山市医師会等の協力のもとに以下の状況を把握し、県へ情報提供 →医療施設の被害状況、診療機能の確保状況、避難所・救護所の設置状況、医薬品等医療資器材の需給状況、医療施設・救護所等への交通状況	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	3.0	救護班	警防班	

	災害対応業務名称 (地震)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班		
			S	A	B1	B2	C1	C2			
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間			
14	医療救護活動	・災害救護対策本部による医療活動 ・救護所の設置 ・避難所救護センターの設置への協力 ・医薬品等の調達	6.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	救護班	警防班	
15	医療ボランティアの活用	・「担当窓口」の設置、運営	1.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	救護班	警防班	
16	助産活動の実施	・災害時の分娩介助、分娩前後にわたる処置の確保とその保護	1.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	救護班	警防班	
17	応急給水の実施	・応急給水計画の作成、応急給水資機材の調達、応急給水活動の実施 ・給水施設の復旧対策 ・生活用水の確保及び供給	5.0	136.0	272.0	408.0	403.0	272.0	水道庶務班	給水工務班	
18	水道事業体等の相互応援	・本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合の、県・他市町村への応援要請	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	水道庶務班	給水工務班	
19	ライフライン施設等の応急対策	・情報収集・伝達手段 ・電力施設、通信施設、ガス施設、水道施設、下水道施設の応急復旧	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	給水工務班	秘書広報班	災対本部事務局
20	園児・児童・生徒の安全確保	・情報等の収集・伝達 ・園児・児童・生徒の避難等 ・園児・児童・生徒の安全確保及び保護者への引き渡し	266.0	266.0	266.0	138.0	76.0	26.0	学校教育班	教育庶務班	避難誘導救援班
21	要配慮者等の安全確保対策	・社会福祉施設等における安全確保対策 ・在宅要配慮者の安全対策	2.0	15.0	20.0	20.0	20.0	20.0	避難誘導救援班	救援庶務班	
22	外国人の安全確保	・外国人の避難誘導 ・安否確認、救助 ・情報の提供 ・外国人相談窓口の開設 ・語学ボランティアの活用	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	秘書広報班	避難誘導救援班	
23	帰宅困難者対策	・一斉帰宅の抑制 ・帰宅困難者への情報提供 ・一時滞在施設への誘導、徒歩帰宅支援	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	避難誘導救援班	災対本部事務局	
24	県や国の対策本部との連携	・県の災対本部、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携、相互調整、応急対策の実施		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	災対本部事務局	全職員	

	災害対応業務名称 (地震)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班		
			S	A	B1	B2	C1	C2			
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間			
25	被災者の健康管理	・被災者の健康状態の把握、継続的要援助者のリストアップ ・関係機関との連携の強化		3.0	10.0	10.0	10.0	10.0	救護班	庁内のPSW(精神保健福祉士)	
26	食糧の配布	・食糧の調達、供給 ・食糧集積場所の指定及び管理		10.0	20.0	20.0	20.0	20.0	物資輸送班		
27	緊急輸送	・搬送車両等の確保 ・緊急輸送の実施		2.0	6.0	6.0	6.0	6.0	物資輸送班	財務会計班	災対本部事務局
28	他市町村、県及び国への応援要請	・応援協定に基づき他市町村への応援要請 ・隣接市町、防災関係機関、広域的市町村、県、国への応援要請		2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	災対本部事務局	予防消防班	
29	民間団体等への応援要請	・災害時応援協定を締結している民間団体に対し、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	災対本部事務局		
30	自衛隊の派遣要請	・災害派遣の要請と手続 ・自衛隊との連絡 ・災害派遣部隊の受入体制、撤収要請		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	災対本部事務局		
31	障害物の除去	・応援体制の確保 ・住居又はその周辺に運ばれた障害物、建築・道路・河川障害物の除去		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	建設部各班	防疫衛生班	
32	ボランティア協力計画の実施	・ボランティア受入れ体制の確立 ・ボランティアの運営		1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	災対本部事務局	救援庶務班	都市計画班
									秘書広報班	避難誘導救援班	救護班
33	災害広聴活動の実施	・総合相談窓口の設置、移動巡回相談の実施 ・要配慮者のニーズ把握 ・女性のための相談窓口、専門相談窓口の設置 ・電話等対応マニュアルの作成 ・要望等の処理			5.0	5.0	11.0	11.0	秘書広報班	災対本部事務局	
34	広域一時滞在に関する支援	・被災区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内については当該市町村に直接協議、			2.0	2.0	2.0	2.0	避難誘導救援班		

	災害対応業務名称 (地震)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班			
			S	A	B1	B2	C1	C2				
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間				
		又は県に受け入れ先を要請、県外については、県を通じて広域一時滞在に関する支援を要請										
35	避難所外被災者への対応	・避難所外被災者の把握及び支援 ・健康対策 ・市外避難者への対応			3.0	3.0	3.0	3.0		避難誘導救援班		
36	生活必需品等の配布	・衣料・生活必需品の供給 ・県、近隣市町への協力要請			20.0	20.0	20.0	20.0		物資輸送班	災対本部事務局	
37	応援受入体制の確保	・地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費 ・消防機関の応援受け入れ時の体制と経費			4.0	4.0	4.0	2.0		災対本部事務局	予消防班	
38	道路・橋梁の応急復旧	・実施体制の確立 ・道路の応急復旧			46.0	46.0	28.0	20.0		道路班		
39	その他公共施設の応急復旧	・河川管理施設 ・急傾斜地崩壊防止施設			6.0	6.0	6.0	6.0		建設庶務班	河川班	物資輸送班
40	公的住宅等の提供	・民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空き家を提供 ・利用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等の把握、被災者への提供			3.0	3.0	3.0	3.0		都市計画班		
41	廃棄物処理	・廃棄物処理の実施 ・ごみ排出量の推定 ・応援体制の確保			2.0	2.0	2.0	2.0		防疫衛生班		
42	ごみ処理の実施	・住民への広報 ・収集運搬処理 ・処理方法			2.0	2.0	2.0	2.0		防疫衛生班		
43	し尿処理の実施	・し尿処理排出量の推定、応援体制の確保 ・し尿処理の実施(状況把握、住民への指導、仮設トイレの確保と設置、収集運搬、処理)			2.0	2.0	2.0	2.0		防疫衛生班		
44	災害救助法の適用手続き	・滅失世帯の算定、住家の滅失等の認定 ・災害救助法の適用要請 ・災害報告及び救助実施状況報告					1.0	1.0	1.0	災対本部事務局	救援庶務班	各班
45	応急防疫活動の実施	・消毒の実施 ・感染症患者等の入院 ・防疫に関する広報の					6.0	6.0	6.0	防疫衛生班	救護班	

	災害対応業務名称 (地震)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班				
			S	A	B1	B2	C1	C2					
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間					
		実施 ・記録と状況報告											
46	被災建築物の応急危険度判定	・判定士派遣要請・受入体制、応急危険度判定活動				182.0	182.0	182.0	都市計画班				
47	被災宅地危険度判定	・被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を把握する。 ・判定士に不足が生じた場合には派遣要請を千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会にする。				4.0	4.0	4.0	都市計画班				
48	精神保健、カウンセリングの実施	・被災者のストレス軽減、心のケアの実施 ・児童、青少年、高齢者、障害者、外国人等に対する心のケア対策の実施 ・心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置 ・災害救援スタッフへのメンタルヘルスケア					5.0	5.0	救護班		庁内のPSW(精神保健福祉士)		
49	応急教育の実施	・教育施設の確保 ・教職員の確保 ・避難所との共存 ・教材・学用品の調達及び配給					5.0	5.0	学校教育班		教育庶務班		
50	給食の応急対応	・応急措置 ・応急復旧措置					5.0	5.0	教育庶務班				
51	応急仮設住宅の建設	・実施期間、建設方法、入居者の選定と管理運営 ・建設資材の確保					5.0	5.0	都市計画班				
52	被災者台帳の作成	・被害状況等の集約 ・台帳情報の利用及び提供					1.0	2.5	防災危機管理課		税制課		市民税課
										資産税課			
53	罹災証明書の交付	・罹災証明の交付手続き及び証明項目					1.0	2.5	防災危機管理課		予防課		税制課
										市民税課		資産税課	

	災害対応 業務名称 (地震)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班			
			S	A	B1	B2	C1	C2				
			～1 時間	～3 時間	～12 時間	～1 日	～3 日	～1 週間				
54	惨事ストレス 対策の実施	・職員等の惨事ストレス 対策の実施 ・県を通じて消防庁等に 精神科医等の専門家の 派遣を要請							2.0	消防 本部		
55	死体の搜索 処理等	・遺体の搜索、取り扱 い、処理 ・遺体の埋葬 ・広域火葬への対応							1.0	防疫 衛生 班	警防 班	避難 誘導 救援 班
56	動物対策	・動物の保護・救助等 ・危険動物への対応 ・死亡獣畜の処理							1.0	防疫 衛生 班		

【風水害の場合】

	災害対応業務名称 (風水害)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班					
			S	A	B1	B2	C1	C2						
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間						
1	災害対策本部の設置と運営	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置、開設連絡、運営、会議実施 ・被災状況、応急活動状況等に関する情報の収集、分析 ・防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請 ・職員の増強、健康管理及び給食等 	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	災害対策本部事務局	全職員			
2	県や国の対策本部との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・県の災害対策本部、国の非常(緊急)災害現地対策本部との連携、相互調整、応急対策の実施 	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	災害対策本部事務局	全職員			
3	気象情報及び被害情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報等の収集、伝達 ・異常現象発見者の通報義務 ・災害情報の収集・伝達に使用する通信施設 ・被害情報の収集、分析 ・防災関係機関との連携 ・被災者、世帯の確認 ・報告の実施 	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.5	情報収集班	災害対策本部事務局	予防消防班		
4	災害広報活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害広報活動の実施 ・緊急広報(広報車による広報を含む)、一般広報、要配慮者への広報 ・報道機関への対応、広報資料の作成 	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	29.0	秘書広報班			
5	消防機関による活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・火災出動 ・火災防ぎよ 	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0	消防本部			
6	災害に関する応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害等で、自力での活動では対応できない場合に、速やかに他市の消防本部に応援を要請 	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	消防本部			
7	救急・救助活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・救急・救助隊の出動 ・情報収集、伝達 ・現場活動 ・行方不明者の捜索 	122.0	122.0	122.0	122.0	122.0	129.0	127.0	127.0	警防班			
8	風水害に伴う水防活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・被害あるいは変状についての調査 ・応急対策・応急復旧 ・避難 	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	河川班	災害対策本部事務局	消防本部	
9	危険物に関する応急対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の初動 ・危険物流出対策 ・石油類危険物施設、高 	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	6.0	6.0	6.0	6.0	警防班	予防消防班	

	災害対応業務名称 (風水害)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班			
			S	A	B1	B2	C1	C2				
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間				
		圧ガス及び火薬類取扱施設等、毒・劇物取扱施設等の安全確保 ・危険物等輸送車両等の応急対策										
10	緊急輸送道路の確保	・緊急輸送道路の確保、応急復旧 ・放置車両対策	9.0	9.0	10.0	10.0	10.0	10.0	建設庶務班	道路班		
11	道路管理者の交通規制措置及び交通情報の収集・提供	・緊急交通路の交通規制 ・区間指定による交通規制 ・自動車、オートバイその他の機動力活用 ・警察本部による隣接市町村、隣接都県及び警察庁との連携による交通情報収集 ・交通規制等の交通情報の提供(県及び警察を通じて)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	5.0	建設庶務班	道路班		
12	避難勧告と避難指示(緊急)	・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に本部長が適切な避難準備・高齢者等避難開始の発令及び避難勧告・避難指示(緊急)をする。	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	災対本部事務局			
13	警戒区域の設定	・区域の設定と周知	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0		災対本部事務局	警防班		
14	避難と誘導	・避難誘導 ・住民の避難対応 ・住民の安否確認 ・来訪者・入所者等の避難	20.0	20.0	20.0	20.0	10.0	10.0	避難誘導救援班			
15	指定避難所等の開設・運営	・指定避難所の開設、点検 ・福祉避難所、臨時的避難所 ・避難所開設の公示及び報告 ・避難者の登録 ・避難所運営組織の設置、運営業務 ・指定避難所における良好な生活環境の保持	20.0	60.0	80.0	80.0	80.0	80.0	避難誘導救援班			
16	医療救護に関する情報の収集・提供	・消防本部及び流山市医師会等の協力のもとに以下の状況を把握し、県へ情報提供	3.0	3.0	3.0	3.0	2.0	2.0	救護班	警防班		

	災害対応業務名称 (風水害)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班			
			S	A	B1	B2	C1	C2				
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間				
		→医療施設の被害状況、診療機能の確保状況、避難所・救護所の設置状況、医薬品等医療資器材の需給状況、医療施設・救護所等への交通状況										
17	医療救護活動	・災害救護対策本部による医療活動 ・救護所の設置 ・避難所救護センターの設置への協力 ・医薬品等の調達	3.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	救護班	警防班	
18	医療ボランティアの活用	・「担当窓口」の設置、運営	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	救護班	警防班	
19	助産活動の実施	・災害時の分娩介助、分娩前後にわたる処置の確保とその保護	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	救護班	警防班	
20	応急給水の実施	・応急給水計画の作成、応急給水資機材の調達、応急給水活動の実施 ・給水施設の復旧対策 ・生活用水の確保及び供給	5.0	136.0	272.0	408.0	403.0	272.0	272.0	水道庶務班	給水工務班	
21	水道事業体等の相互応援	・本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合の、県・他市町村への応援要請	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	水道庶務班	給水工務班	
22	ライフライン施設等の応急対策	・情報収集・伝達手段 ・電力施設、通信施設、ガス施設、水道施設、下水道施設の応急復旧	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	給水工務班	秘書広報班	災対本部事務局
23	園児・児童・生徒の安全確保	・情報等の収集・伝達 ・園児・児童・生徒の避難等 ・園児・児童・生徒の安全確保及び保護者への引き渡し	266.0	266.0	266.0	138.0	76.0	26.0	26.0	学校教育班	教育庶務班	避難誘導救援班
24	要配慮者の安全確保対策	・社会福祉施設等における安全確保対策 ・在宅要配慮者の安全対策	2.0	8.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	避難誘導救援班	救援庶務班	
25	外国人の安全確保	・外国人の避難誘導 ・安否確認、救助 ・情報の提供 ・外国人相談窓口の開設 ・語学ボランティアの活用	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	秘書広報班	避難誘導救援班	

	災害対応業務名称 (風水害)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班		
			S	A	B1	B2	C1	C2			
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間			
26	帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者への情報提供 一時滞在施設への誘導、徒歩帰宅支援 	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	避難誘導救援班	災対本部事務局	
27	被災者の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の健康状態の把握、継続的要援助者のリストアップ 関係機関との連携の強化 		1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	救護班	庁内のPSW(精神保健福祉士)	
28	食糧の配布	<ul style="list-style-type: none"> 食糧の調達、供給 食糧集積場所の指定及び管理 		10.0	20.0	20.0	10.0	10.0	物資輸送班		
29	緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> 搬送車両等の確保 緊急輸送の実施 		2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	物資輸送班	財務会計班	災対本部事務局
30	他市町村、県及び国への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> 応援協定に基づき他市町村への応援要請 隣接市町、防災関係機関、広域的市町村、県、国への応援要請 		2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	災対本部事務局	予防消防班	
31	民間団体等への応援要請	<ul style="list-style-type: none"> 災害時応援協定を締結している民間団体に対し、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請 		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	災対本部事務局		
32	自衛隊の派遣要請	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣の要請と手続 自衛隊との連絡 災害派遣部隊の受入体制、撤収要請 		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	災対本部事務局		
33	障害物の除去	<ul style="list-style-type: none"> 応援体制の確保 住居又はその周辺に運ばれた障害物、建築・道路・河川障害物の除去 		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	建設部各班	防疫衛生班	
34	ボランティア協力計画の実施	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア受入れ体制の確立 ボランティアの運営 		1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	災対本部事務局	救援庶務班	都市計画班
									秘書広報班	避難誘導救援班	救護班
35	災害広聴活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談窓口の設置、移動巡回相談の実施 要配慮者のニーズ把握 女性のための相談窓口、専門相談窓口の設置 電話等対応マニュアルの作成 要望等の処理 			5.0	5.0	11.0	11.0	秘書広報班	災対本部事務局	

	災害対応業務名称 (風水害)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班			
			S	A	B1	B2	C1	C2				
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間				
36	広域一時滞在に関する支援	・被災区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合において、県内については当該市町村に直接協議、又は県に受け入れ先を要請、県外については、県を通じて広域一時滞在に関する支援を要請			2.0	2.0	2.0	2.0		避難誘導救援班		
37	避難所外被災者への対応	・避難所外被災者の把握及び支援 ・健康対策 ・市外避難者への対応			2.0	2.0	2.0	2.0		避難誘導救援班		
38	生活必需品等の配布	・衣料・生活必需品の供給 ・県、近隣市町への協力要請			20.0	20.0	10.0	10.0		物資輸送班	災対本部事務局	
39	応援受入体制の確保	・地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費 ・消防機関の応援受け入れ時の体制と経費			2.0	2.0	2.0	1.0		災対本部事務局	予防消防班	
40	道路・橋梁の応急復旧	・実施体制の確立 ・道路の応急復旧			2.0	2.0	2.0	2.0		道路班		
41	公的住宅等の提供	・民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空き家を提供 ・利用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等の把握、被災者への提供			2.0	2.0	2.0	2.0		都市計画班		
42	廃棄物処理	・廃棄物処理の実施 ・ごみ排出量の推定 ・応援体制の確保			2.0	2.0	2.0	2.0		防疫衛生班		
43	ごみ処理の実施	・住民への広報 ・収集運搬処理 ・処理方法			2.0	2.0	2.0	2.0		防疫衛生班		
44	し尿処理の実施	・し尿処理排出量の推定、応援体制の確保 ・し尿処理の実施(状況把握、住民への指導、仮設トイレの確保と設置、収集運搬、処理)			2.0	2.0	2.0	2.0		防疫衛生班		
45	災害救助法の適用手続き	・減失世帯の算定、住家の減失等の認定 ・災害救助法の適用要請 ・災害報告及び救助実施状況報告					1.0	1.0	1.0	災対本部事務局	救援庶務班	各班
46	応急防疫活動の実施	・消毒の実施 ・感染症患者等の入院 ・防疫に関する広報の実施 ・記録と状況報告					6.0	6.0	6.0	防疫衛生班	救護班	
48	被災宅地危険度判定	・被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を把握する。					2.0	2.0	2.0	都市計画班		

	災害対応業務名称 (風水害)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班			
			S	A	B1	B2	C1	C2				
			～1時間	～3時間	～12時間	～1日	～3日	～1週間				
		・判定士に不足が生じた場合には派遣要請を千葉県被災地危険度判定地域連絡協議会にする。										
47	精神保健、カウンセリングの実施	・被災者のストレス軽減、心のケアの実施 ・児童、青少年、高齢者、障害者、外国人等に対する心のケア対策の実施 ・心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置 ・災害救援スタッフへのメンタルヘルスケア						3.0	3.0	救護班	庁内のPSW(精神保健福祉士)	
49	応急教育の実施	・教育施設の確保 ・教職員の確保 ・避難所との共存 ・教材・学用品の調達及び配給						5.0	5.0	学校教育班	教育庶務班	
50	給食の応急対応	・応急措置 ・応急復旧措置						5.0	5.0	教育庶務班		
51	応急仮設住宅の建設	・実施期間、建設方法、入居者の選定と管理運営 ・建設資材の確保						5.0	5.0	都市計画班		
52	被災建築物の応急危険度判定	・判定士派遣要請・受入体制、応急危険度判定活動						24.0	24.0	都市計画班		
53	被災者台帳の作成	・被害状況等の集約 ・台帳情報の利用及び提供						0.5	1.5	防災危機管理課	税制課	市民税課
										資産税課		
53	罹災証明書の交付	・罹災証明の交付手続き及び証明項目						0.5	1.5	防災危機管理課	予防課	税制課
										市民税課	資産税課	
54	惨事ストレス対策の実施	・職員等の惨事ストレス対策の実施 ・県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請							2.0	消防本部		
55	死体の捜索処理等	・遺体の捜索、取り扱い、処理 ・遺体の埋葬 ・広域火葬への対応							1.0	防疫衛生班	警防班	避難誘導救援班
56	動物対策	・動物の保護・救助等 ・危険動物への対応 ・死亡獣畜の処理							1.0	防疫衛生班		

	災害対応 業務名称 (風水害)	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						災害時の担当班			
			S	A	B1	B2	C1	C2				
			～1 時間	～3 時間	～12 時間	～1 日	～3 日	～1 週間				
57	その他公共施設の応急復旧	・河川管理施設 ・急傾斜地崩壊防止施設							10.0	建設 庶務 班	河川 班	物資 輸送 班

資料5 継続すべき通常業務の着手目標時間と必要人員数

次表は、非常時優先業務のうち、「通常業務」について各課が回答した着手目標時間とその後の必要人員数の推移を示したものである。業務を実施する時間帯はグレーに色塗りをし、その中に表示した数字が必要人員数である。必要人員数は、災害時に想定される業務量をベースにしたもので、担当する各課が検討したものである。

	通常業務 名称	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						担当組織	
			S	A	B1	B2	C1	C2	部	課
			～1 時間	～3 時間	～12 時間	～1 日	～3 日	～1 週間		
1	全庁LAN整備事業	・システムの確認及び 応急復旧 ・パソコン及びネットワ ークの維持 ・本庁舎・外部施設へ のパソコンとネットワ ーク化による情報化の基 盤整備	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	総合政策 部	行政改革 推進課
2	施設管理事業	・庁舎の維持管理	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	総務部	財産活用 課
3	住民基本台帳事 務管理事業 住民基本台帳ネ ットワーク事業 戸籍事務管理事 業	・システムの確認及び 応急復旧 ・住民登録に関する異 動届出の受け付け、及 び証明書関係の発行 ・全国の市区町村を専 用の住民基本台帳通 信回線で結ぶネットワ ークの維持及び管理 ・戸籍に関する異動届 出の受付・受理、及び 証明書の発行	4.0	4.0	4.0	4.0	12.0	12.0	市民生活 部	市民課
4	防災行政無線維 持管理事業	・防災行政無線の維持 管理、保守点検	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	市民生活 部	防災危機 管理課
5	民生委員・児童 委員活動推進事 業	・民生委員・児童委員 活動を推進するための 活動支援	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	健康福祉 部	社会福祉 課
6	訪問看護事業	・流山市訪問看護ステ ーションの運営	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	健康福祉 部	介護支援 課
7	地域包括支援セ ンター運営事業	・地域住民の心身の健 康保持や生活安定の ための必要な援助	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	健康福祉 部	介護支援 課
8	ごみ処理施設管 理事業	・ごみ処理施設の維持 管理	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	環境部	クリーン センター
9	汚水管渠維持管 理事業	・汚水管渠の維持管理	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	土木部	下水道業 務課
10	通信指令施設維 持管理事業	・消防・救急通信指令 施設の維持管理	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	消防本部	消防防災 課
11	消防団車両等の 管理業務	・消防団車両及び機械 器具の維持管理	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	消防本部	消防総務 課
12	本部・署庁舎維 持管理	・防災拠点施設として の維持管理	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	消防本部	消防総務 課

	通常業務 名称	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						担当組織	
			S	A	B1	B2	C1	C2	部	課
			～1 時間	～3 時間	～12 時間	～1 日	～3 日	～1 週間		
13	消防車両等の管理業務(中央消防署)	・消防車両及び機械器具の維持管理	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	消防本部	中央消防署
14	消防車両等の管理業務消防署庁舎維持管理(東・南・北消防署)	・消防車両及び機械器具の維持管理・防災拠点施設としての維持管理	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	消防本部	東・南・北消防署
15	浄水場の運転・維持管理事業	・自己水源の取水、浄水受水、浄水場の運転、浄水場施設の維持管理	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	上下水道局	水道工務課
16	漏水等防止事業	・給水者からの苦情・漏水修理依頼の24時間体制による受付、パトロール ・漏水等修理の実施(仕切弁の操作、断水広報、工事の実施)業務	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	上下水道局	水道工務課
17	赤十字に関する業務	・日本赤十字に関する業務 ・赤十字奉仕団の事務局業務	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	健康福祉部	社会福祉課
18	第2次救急医療機関指定事業	・休日夜間の急病患者のための病院群輪番による診療		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	健康福祉部	健康増進課
19	第3次救急医療機関・災害発生時対策事業	・第3次医療機関の確保と災害発生時対策の協力		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	健康福祉部	健康増進課
20	平日夜間診療事業	・平日夜間の診療		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	健康福祉部	健康増進課
21	市営住宅管理事業	・市営住宅の維持管理		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	都市計画部	建築住宅課
22	し尿処理施設維持管理事業	・し尿施設設備機器の維持管理			1.0	1.0	1.0	1.0	環境部	クリーンセンター
23	し尿収集委託事業	・し尿の収集運搬を業務委託			1.0	1.0	1.0	1.0	環境部	クリーンセンター
24	し尿汚泥処分委託事業	・処理過程で排出される脱水汚泥等の処分の業務委託			1.0	1.0	1.0	1.0	環境部	クリーンセンター
25	ごみ収集事業	・家庭ごみの収集運搬の委託 ・公共施設から排出される廃棄物の収集委託			4.0	4.0	4.0	5.0	環境部	クリーンセンター
26	ごみ中間処理事業	・不燃ごみ分別の委託			4.0	4.0	4.0	4.0	環境部	クリーンセンター
27	ごみ最終処理処分事業	・ごみの最終処分の委託			4.0	4.0	4.0	4.0	環境部	クリーンセンター

	通常業務 名称	業務内容	着手目標時間と必要人員の推移 (※数字は必要人員数)						担当組織	
			S	A	B1	B2	C1	C2	部	課
			～1 時間	～3 時間	～12 時間	～1 日	～3 日	～1 週間		
28	公文書收受発送 事業	・文書管理				1.0	1.0	1.0	総務部	総務課
29	広報紙発行事業	・毎月1・11・21日に全 世帯への広報紙の発 行					1.0	2.0	総合政策 部	秘書広報 課
30	国際理解サポー トセンター事業	・在住外国人に対して の相談窓口					1.0	1.0	総合政策 部	企画政策 課
31	印刷事業	・印刷					2.0	2.0	総務部	総務課
32	議会運営事務事 業	・議会事務局事務					6.0	9.0		議会事務 局
33	被保険者管理事 業(国民健康保 険)	・被保険者証の交付 一部負担金免除証明 証の交付						5.0	市民生活 部	国保年金 課
34	生活保護相談業 務	・生活保護相談						5.0	健康福祉 部	社会福祉 課
35	ひとり暮らし高齢 者緊急通報装置 運営事業	・ひとり暮らしの高齢者 が持病等の発作時に 119をダイヤルせずに 消防救急隊へつながら る装置の設置						1.0	健康福祉 部	高齢者生 きがい推 進課
36	ホームヘルプサ ービス	・家事支援の必要な高 齢者のみ世帯へのホー ムヘルパー派遣						1.0	健康福祉 部	高齢者生 きがい推 進課
37	外出支援サービ ス	・単独で公共交通機関 利用が困難な高齢者 のみ世帯の方の自宅 から医療機関等への送 迎						1.0	健康福祉 部	高齢者生 きがい推 進課
38	被保険者管理事 業(後期高齢者 医療制度)	・後期高齢者医療被保 険者証の交付 ・一部負担金免除証明 証の交付						3.0	健康福祉 部	高齢者生 きがい推 進課
39	障害者自立支援 給付事業	・障害者に対する介護 給付サービスに係る事 務及び相談等						1.0	健康福祉 部	障害者支 援課
40	障害者地域生活 支援事業	・障害者に対する地域 生活支援サービスに係 る事務及び相談等						2.0	健康福祉 部	障害者支 援課
41	子どもショートス テイ事業	・一時的に世帯で養育 が困難となった児童を 施設で預かる						1.0	子ども家 庭部	子ども家 庭課
42	出納業務	・支出命令伝票等の審 査、債権者への支払、 市税その他収入の審 査及び収納						2.0	会計管理 者	会計課

資料6 本庁及び出先機関の必要人員と参集職員の分析（消防本部を除く）



(1) 流山市直下の活断層による地震

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の人員需給状況(地震発生:平日12時)

		職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 職員数	流山市内	442	436	436	436	436	440	440
	流山～10km	255	253	253	253	253	254	254
	流山～25km	117	117	117	117	117	117	117
	流山～45km	19	19	19	19	19	19	19
	流山～45km超	2	2	2	2	2	2	2
		参集人数	835	827	827	827	827	832
	参集率		99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.6%	99.6%
必要 人員数	災害対応業務		649	941	1254	1425	1356	1038
	通常業務		39	48	63	64	82	109
	人員需要合計		688	989	1317	1489	1438	1147
過不足			139	-162	-490	-662	-606	-315

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の人員需給状況(地震発生:平日18時)

		職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 職員数	流山市内	442	217	407	436	436	440	440
	流山～10km	255	105	168	253	253	254	254
	流山～25km	117	48	48	113	117	117	117
	流山～45km	19	8	8	8	19	19	19
	流山～45km超	2	1	1	1	1	2	2
		参集人数	835	379	632	811	826	832
	参集率		45.3%	75.7%	97.1%	98.9%	99.6%	99.6%
必要 人員数	災害対応業務		649	941	1254	1425	1356	1038
	通常業務		39	48	63	64	82	109
	人員需要合計		688	989	1317	1489	1438	1147
過不足			-309	-356	-506	-662	-606	-315

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の人員需給状況(地震発生:休日昼12時)

		職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 職員数	流山市内	442	52	388	436	436	440	440
	流山～10km	255	4	108	253	253	254	254
	流山～25km	117	1	1	110	117	117	117
	流山～45km	19	0	0	0	11	19	19
	流山～45km超	2	0	0	0	0	2	2
		参集人数	835	57	497	799	817	832
	参集率		6.8%	59.5%	95.7%	97.8%	99.6%	99.6%
必要 人員数	災害対応業務		393	685	998	1297	1290	1022
	通常業務		39	48	63	64	82	109
	人員需要合計		432	733	1061	1361	1372	1131
過不足			-374	-235	-262	-544	-540	-299

注:表中の数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、そのまま加算すると、表中の合計と微小な誤差が生じる場合がある。

(2)東京湾北部地震

■東京湾北部地震(M7.3)の人員需給状況(地震発生:平日12時)

	職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 職員数	東京都区部	20	20	20	20	20	20
	千葉県、埼玉県、神奈川県	784	782	782	782	782	783
	茨城県	31	31	31	31	31	31
	参集人数	835	832	832	832	832	834
	参集率		99.7%	99.7%	99.7%	99.7%	99.9%
必要 人員数	災害対応業務		599	871	1155	1224	1099
	通常業務		39	48	63	64	82
	人員需要合計		638	919	1218	1288	1181
過不足		195	-86	-385	-455	-346	-60

■東京湾北部地震(M7.3)の人員需給状況(地震発生:平日18時)

	職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 職員数	東京都区部	20	8	8	20	20	20
	千葉県、埼玉県、神奈川県	784	366	616	771	781	783
	茨城県	31	13	13	25	30	31
	参集人数	835	388	637	816	831	834
	参集率		46.4%	76.3%	97.7%	99.5%	99.9%
必要 人員数	災害対応業務		599	871	1155	1224	1099
	通常業務		39	48	63	64	82
	人員需要合計		638	919	1218	1288	1181
過不足		-250	-281	-401	-457	-346	-60

■東京湾北部地震(M7.3)の人員需給状況(地震発生:休日昼12時)

	職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 職員数	東京都区部	20	0	0	20	20	20
	千葉県、埼玉県、神奈川県	784	59	502	765	781	783
	茨城県	31	0	0	12	17	31
	参集人数	835	59	503	796	818	834
	参集率		7.1%	60.2%	95.4%	98.0%	99.9%
必要 人員数	災害対応業務		343	615	899	1099	1033
	通常業務		39	48	63	64	82
	人員需要合計		382	663	962	1163	1115
過不足		-322	-160	-165	-344	-280	-44

注:表中の数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、そのまま加算すると、表中の合計と微小な誤差が生じる場合がある。

資料7 消防本部の必要人員と参集職員の分析 **地震**

(1) 流山市直下の活断層による地震

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の職員需給状況(地震発生:平日12時)

		職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 人員数	流山市内	108	50	99	107	107	107	107
	流山～10km	51	20	34	51	51	51	51
	流山～25km	17	7	7	16	17	17	17
	流山～45km	2	1	1	1	2	2	2
	流山～45km超	0	0	0	0	0	0	0
	参集人数	178	78	141	174	176	177	177
	参集率		43.6%	79.3%	97.9%	98.9%	99.6%	99.6%
必要 人員数	災害対応業務		599	599	599	599	599	463
	通常業務		10	10	10	10	10	10
	職員需要合計		609	609	609	609	609	473
過不足			-531	-468	-435	-433	-432	-296

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の職員需給状況(地震発生:平日18時)

		職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 人員数	流山市内	108	34	98	107	107	107	107
	流山～10km	51	13	30	51	51	51	51
	流山～25km	17	4	4	16	17	17	17
	流山～45km	2	0	0	0	2	2	2
	流山～45km超	0	0	0	0	0	0	0
	参集人数	178	52	132	174	176	177	177
	参集率		29.0%	74.1%	97.7%	98.9%	99.6%	99.6%
必要 人員数	災害対応業務		1316	1316	1316	1316	1309	463
	通常業務		10	10	10	10	10	10
	職員需要合計		1326	1326	1326	1326	1319	473
過不足			-1274	-1194	-1152	-1150	-1142	-296

■流山直下を震源とする地震(M7.3)の職員需給状況(地震発生:休日昼12時)

		職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 人員数	流山市内	108	31	98	107	107	107	107
	流山～10km	51	13	30	51	51	51	51
	流山～25km	17	4	4	16	17	17	17
	流山～45km	2	0	0	0	1	2	2
	流山～45km超	0	0	0	0	0	0	0
	参集人数	178	48	132	174	175	177	177
	参集率		27.0%	74.1%	97.7%	98.6%	99.6%	99.6%
必要 人員数	災害対応業務		599	599	599	599	599	463
	通常業務		10	10	10	10	10	10
	職員需要合計		609	609	609	609	609	473
過不足			-561	-477	-435	-434	-432	-296

注:表中の数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、そのまま加算すると、表中の合計と微小な誤差が生じる場合がある。

(2)東京湾北部地震

■東京湾北部地震(M7.3)の職員需給状況(地震発生:平日12時)

	職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 人員数	東京都区部	2	1	1	2	2	2
	千葉県、埼玉県、神奈川県	169	75	139	168	168	169
	茨城県	7	3	3	5	7	7
	参集人数	178	78	142	175	177	178
	参集率		43.9%	79.9%	98.5%	99.5%	99.9%
必要 人員数	災害対応業務		168	168	168	168	136
	通常業務		10	10	10	10	10
	職員需要合計		178	178	178	178	146
過不足			-100	-36	-3	-1	32

■東京湾北部地震(M7.3)の職員需給状況(地震発生:平日18時)

	職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 人員数	東京都区部	2	0	0	2	2	2
	千葉県、埼玉県、神奈川県	169	50	131	168	168	168
	茨城県	7	2	2	5	7	7
	参集人数	178	52	133	175	177	177
	参集率		29.2%	74.7%	98.3%	99.5%	99.7%
必要 人員数	災害対応業務		258	258	258	251	136
	通常業務		10	10	10	10	10
	職員需要合計		268	268	268	261	146
過不足			-216	-135	-93	-91	31

■東京湾北部地震(M7.3)の職員需給状況(地震発生:休日昼12時)

	職員数	1h	3h	12h	1日	3日	7日
参集 人員数	東京都区部	2	0	0	2	2	2
	千葉県、埼玉県、神奈川県	169	46	131	169	169	169
	茨城県	7	2	2	3	5	7
	参集人数	178	49	133	174	175	178
	参集率		27.4%	74.9%	97.8%	98.5%	99.9%
必要 人員数	災害対応業務		168	168	168	168	136
	通常業務		10	10	10	10	10
	職員需要合計		178	178	178	178	146
過不足			-129	-45	-4	-3	32

注:表中の数値は小数点以下を四捨五入して表示しており、そのまま加算すると、表中の合計と微小な誤差が生じる場合がある。

流山市事業継続計画

平成25年2月

平成29年3月一部修正

発行：流山市 市民生活部 防災危機管理課

〒270-0192 千葉県流山市平和台 1-1-1

TEL 04-7158-1111(代)
